

令和3年度
支笏洞爺国立公園支笏湖地域における
湖面適正利用検討調査業務

報 告 書

令和4年3月

株式会社ライヴ環境計画

目 次

| | |
|---|-----------|
| 1.業務概要 | 1 |
| 1-1.業務の目的..... | 1 |
| 1-2.業務の概要..... | 1 |
| 1) 湖面ルール of 検討 | 1 |
| 2) 普及啓発資料 of 作成 | 2 |
| 3) 受益者負担 to かかる関係者意向調査..... | 2 |
| 1-3. 履行期間 | 2 |
| 1-4.業務請負業者 | 2 |
| 1-5.報告書 of 公開有無..... | 2 |
| 2.湖面ルール of 検討 | 3 |
| 2-1. 湖面ルール of 検討 of 目的と流れ..... | 3 |
| 1) 湖面ルール of 対象地域・ルール of 整理 | 3 |
| 2) 本業務 with 勉強会 of 実施方針..... | 4 |
| 2-2. 湖面ルール勉強会 of 開催 | 5 |
| 1) 課題共有 of 会 | 5 |
| 2) 第1回勉強会 | 9 |
| 3) 第2回勉強会 | 27 |
| 4) 第3回勉強会 | 31 |
| 3.普及啓発資料 of 作成 | 39 |
| 3-1.普及啓発資料 of 内容 | 39 |
| 3-2.普及啓発資料 of 仕様 | 39 |
| 3-3.普及啓発資料 | 40 |
| 4.受益者負担 to 係る関係者意向調査 | 42 |
| 4-1.受益者負担金 by する第5駐車場エリア管理運営委託 of 条件整理..... | 43 |
| 1) 第5駐車場再整備・受益者負担金 of 導入 of 目的と背景 | 43 |
| 2) 受益者負担 of 導入と管理者選定 to 関わる関連法令 of 整理..... | 44 |
| 3) 受益者負担導入時 of 条件・留意事項..... | 45 |
| 4) 第5駐車場エリア with する受益者負担金 of 考え方 | 45 |
| 4-2. 第5駐車場エリア of 管理運営費 of 整理..... | 47 |
| 1) 管理 of 対象 to なる設置施設 | 47 |
| 2) 支笏湖 of 適正利用（支笏湖ルール of 運用） of 取組..... | 49 |
| 3) 第5駐車場エリア管理費用 of 整理 | 50 |

| | |
|--|----|
| 4) 第5駐車場エリア管理にかかる費用の検討..... | 51 |
| 4-3.受益者負担金徴収モデル構築のための検討項目 | 54 |
| 1) 第5駐車場エリア一般利用者アンケート | 54 |
| 2) 関係者ヒアリングの実施..... | 60 |
| 4-4.受益者負担による第5駐車場管理運営の仕組み構築に向けての課題 | 69 |

1.業務概要

1-1.業務の目的

支笏洞爺国立公園支笏湖地域にある支笏湖は、公共用水域水質測定において平成 29 年まで 11 年連続で COD (化学的酸素要求量) が最も低い湖沼であるなど、全国でも 1,2 位を競う水質を誇り、また札幌圏をはじめとする千歳川石狩川流域の生活用水の水瓶でもある。支笏湖では過去にアウトドアブームによって、特にレジャーボートや水上バイクの利用が増加し、オーバーユースによる騒音や水中植生への影響に加え、ゴミの不法投棄等による汚染が問題となった際、平成 18 年 2 月の自然公園法による動力船乗り入れ規制開始された。動力船乗り入れ規制後もカヤックやダイビング、観光船による探勝等を目的として多くの利用者が訪れており、その透明さと静謐さは当公園の核心部を担っている。

近年、自然体験活動の流行により動力船利用の代わりにカヌー、カヤック、SUP (スタンドアップパドルボード) など非動力船の利用が活発化しており、水面利用者の集中によるマナー悪化、ゴミや船舶の放置、水難事故の増加などのオーバーユースによる利用の軋轢が生じている。支笏湖温泉地区においては、非動力船の湖面へのアクセスが第 5 駐車場付近に限られており、第 5 駐車場エリアの再整備を契機に関係団体による包括的な湖面利用ルール作成や受益者負担による湖面利用の適正な管理が求められている。

本業務は支笏湖地域において、自然体験型アクティビティの安全性向上およびコンテンツ上質化のための、支笏湖水域における利用事業者および関係団体による包括的な湖面利用ルール策定と受益者負担による湖面の適正利用のための管理体制の確立に向けた調査実施した。

1-2.業務の概要

1) 湖面ルールの検討

支笏湖全域を対象としたローカルルールの検討を勉強会として実施した。勉強会開催にかかる事務 (日程調整、会議資料案作成、会議資料印刷、講師招聘の事務手続き、進行補助、検討結果の記録) を行った。

①課題共有の会

(2021 年 10 月 7 日 10:00~12:00 場所: 支笏湖ビジターセンターセミナールーム)

地域の観光関係者・団体・自治体それぞれが感じている支笏湖の課題と課題解決のためのルールの在り方のイメージを共有するため、ワークショップ形式で意見交換した。

②第 1 回勉強会

(2021 年 11 月 4 日 15:00~17:00 場所: 千歳市立千歳公民館大集会室)

支笏湖地域の湖面利用における課題やルール策定の取り組みの経緯等について、支笏湖地域外の関係者も含めて報告した。また、自然公園を含む観光利用におけるローカルルールの策定や運用についての地域の知見を広げ、理解を深めるため、有識者による講演会を実施した。

③第2回勉強会

(2021年10月7日10:00～12:00 場所:支笏湖ビジターセンターセミナールーム)

地域関係者・関連団体で「課題共有の会」で出された課題に対処するためのルール案を検討した。

④第3回勉強会

第2回検討会で検討されたルールについて最終確認と次年度以降のルールの運用についての意見交換を行った。

2) 普及啓発資料の作成

勉強会で検討された湖面ルールを、パンフレット(A4両面)を作成した。外国人観光客を視野に入れ英語翻訳併記とした。

3) 受益者負担にかかる関係者意向調査

湖面利用の適正化の管理体制を確立するにあたり、勉強会を通して地域の意向を聞き取るとともに、受益者負担の仕組みを導入した第5駐車場エリアの管理運営での留意事項や管理運営の委託に関する条件を整理した。また、第5駐車場エリアの一般利用者へアンケート調査を実施し利用者の属性や受益者負担に対する印象を聞いた。

1-3. 履行期間

令和3年7月26日～令和4年3月25日

1-4. 業務請負業者

株式会社ライヴ環境計画

管理技術者：川口 里絵

1-5. 報告書の公開有無

公開

2. 湖面ルール of 検討

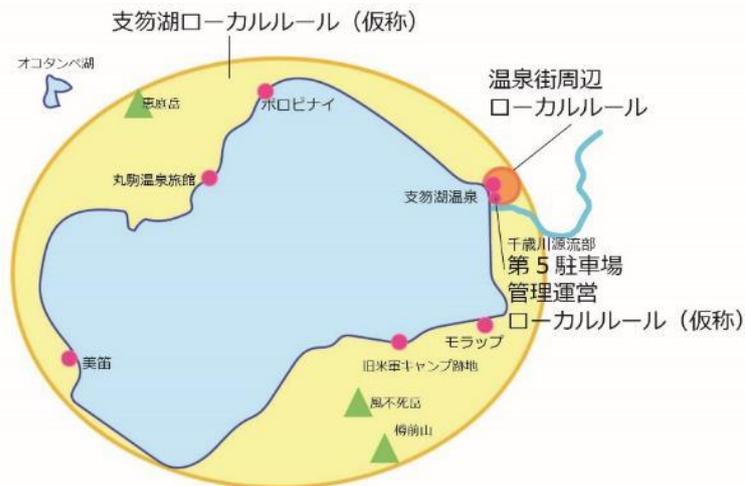
近年の支笏湖の水面における利用集中、マナー悪化、ごみや船舶の放置、水難事故など、環境や利用者の安全、快適な利用への問題が顕在化している。このような状況に対して、地域住民による温泉街周辺ローカルルールが策定（令和元年度）され、さらに発展的なローカルルールの検討が進められているのをうけ、本業務では支笏湖周辺全体の利用について、関係する地域の事業者を中心に情報共有および意見聴取等を目的とした勉強会を開催し、統一的な湖面利用ルールを検討した。

2-1. 湖面ルールの検討の目的と流れ

1) 湖面ルールの対象地域・ルールの整理

湖面ルールについては、過年度業務により支笏湖周辺の利用における課題が地域への個別ヒアリングなどにより指摘されおり、令和元年度には「温泉街周辺ローカルルール」が策定されていたが、ルールの適応範囲は温泉街周辺と限定されていた。

今年度は、支笏湖全域を対象とした統一ルール「支笏湖ローカルルール（仮称）」を策定し、次年度以降に環境特性や利用状況が異なる支笏湖周辺の地域ごとの課題に適応したルールの検討を行っていくこととし、議論を開始した。



- 支笏湖ローカルルール（仮称） 【本年度勉強会の対象とするエリア・ルール】
温泉街周辺ローカルルールを含め、支笏湖全域において利用者に配慮や禁止を求める事項。
- 第5駐車場管理運営ルール（仮称）
今後整備予定の第5駐車場・千歳川上流域の利用・管理運営に係るルール（受益者負担金の導入の検討を含む）
- 温泉街周辺ローカルルール（既存）
令和元年度に策定された温泉街周辺水域利用におけるローカルルール

図-1 今年度の湖面ルール検討の対象地域の整理

2) 本業務での勉強会の実施方針

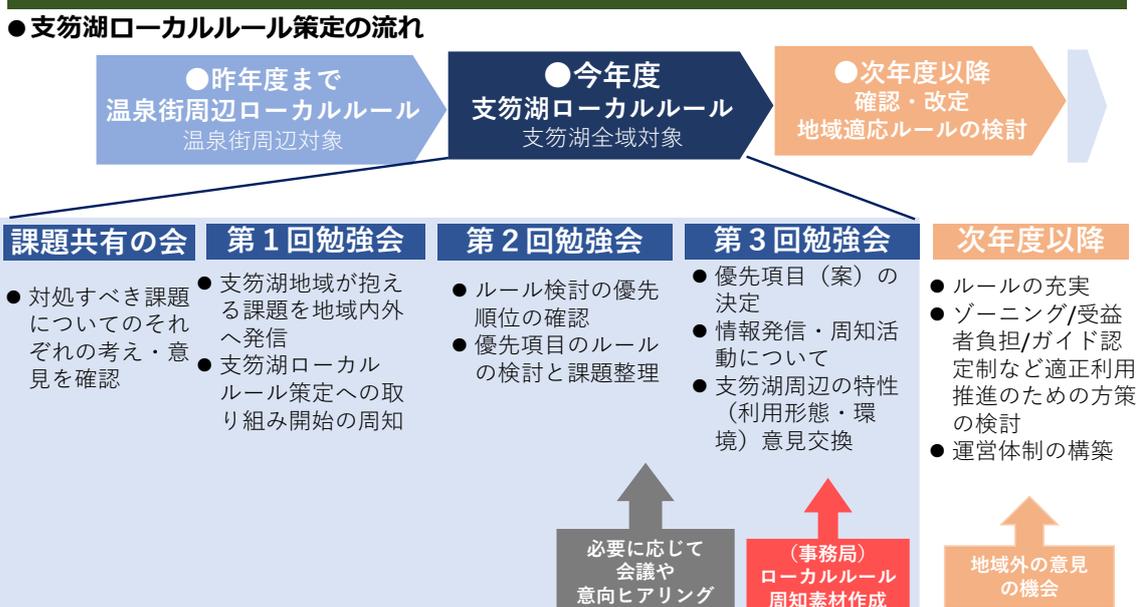
本業務では、4回の会議・講演会を実施し支笏湖ルールを検討した。これまで支笏湖地域の課題を共有したり、課題解決のためのルールの必要性を地域の関係者による共通認識を創出したりする場はほとんどなかった。本業務では、

- ①地域内でそれぞれが感じている課題を共有し課題解決のためのルールの必要性の確認
 - ②地域内外に向けた、地域が主体となる「ローカルルール」の役割や他地域での事例の勉強会
 - ③地域でのルールの検討と運用の検討
- の3つを目的として計4回の会議・講座を実施した。

表-1 湖面ルール検討勉強会概要

| 勉強会 | 開催目的 | 参加呼びかけ対象 |
|-----------------|---|---|
| 課題共有の会 | <ul style="list-style-type: none"> 地域のそれぞれが感じている課題を共有し、地域の課題として必要なルールを整理する。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の観光関連事業者 関係自治体・組織 |
| 第1回勉強会 (講演会) | <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題やローカルルール策定の取り組みを支笏湖利用している(潜在含め)個人・団体へ広く周知する。 地域内外問わず、自然公園を含む観光利用におけるローカルルールの策定や運用についての地域の知見を広げ、理解を深めるための有識者による講演会を開催。 | 地域内外問わず <ul style="list-style-type: none"> 観光関係・ガイド事業者 一般市民 |
| 第2回勉強会 | <ul style="list-style-type: none"> 地域での支笏湖ローカルルール内容の議論(次年度以降の課題・議論の整理含む) | <ul style="list-style-type: none"> 地域関係者 関係自治体・行政・組織 |
| 第3回勉強会 | <ul style="list-style-type: none"> 支笏湖ローカルルールの最終確認 次年度以降のローカルルール運用について | <ul style="list-style-type: none"> 地域関係者 関係自治体・行政・組織 |

令和3年度支笏湖ローカルルール勉強会の流れ



2-2. 湖面ルール勉強会の開催

1) 課題共有の会

「課題共有の会」として、地域の関係者それぞれが感じている課題や支笏湖に望む姿などのイメージなど意見交換を目的として開催した。会議は、ワークショップ形式によって実施し、参加者一人一人の発言を書き留めながらそれぞれの意見を確認・同様意見にまとめながら共通認識を深めた。

①開催概要

開催日：2021年10月7日10:00～12:00

場 所：支笏湖ビジターセンター

参加者：

| | |
|----------------------------------|-------------------|
| 株式会社オーシャンデイズ | 板谷 貴文 他スタッフ1名 |
| 支笏ガイドハウス かのあ | 松澤 直紀 |
| 株式会社ポロピナイカンパニー | 小林 典幸 |
| 支笏湖中央ボート株式会社アラマチセントラルボート | 荒町 誠 |
| 支笏湖ボートハウス株式会社 | 飛山 和幸 |
| 支笏湖観光運輸株式会社 | 今野 善修 |
| 休暇村支笏湖 | 川崎 孝利 (欠席後日意見) |
| 丸駒温泉 | 佐々木 義朗 佐々木 靖治 |
| 一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会 | 白石 一人 |
| 美笛キャンプ場(株)太平ビルサービス札幌支店苫小牧営業所屋敷所長 | 屋敷 泰真 |
| 支笏湖漁業協同組合 | 佐藤 晴一 |
| 千歳市観光課 | 中津川課長/高橋主査 |

議 題

| | |
|---|--|
| 1.挨拶:本業務の内容説明 | |
| 2.勉強会の趣旨・3回の流れの説明・課題共有の会の開催目的 資料:「勉強会開催案説明資料」「支笏湖ルール原案」 | |
| 3.地域関係者が感じる支笏湖の湖面利用の課題:2グループに分かれてのテーマでの意見交換 【テーマ】 ①湖面とその周辺の利用について感じる課題・困り事(安全・マナー・環境保全・その他) ②それぞれが考える観光地・国立公園としての支笏湖 |  |
| 4.グループでの意見の内容発表 | |
| 5.勉強会開催日程調整のお願い | |
| 6.閉 会 | |

②検討結果

<両グループでの共通意見のまとめ>

| | |
|-------------------------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ● SUP、一般利用者の増加 ● マナーや安全についての意識の低下 |
| 迷惑行為／危険行為 ルールに従わない利用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 焚火(直火)タープ・テント・キャンプ・サウナなどの増加 ● 危険な遊泳行為・水難事故の増加 ● 利用者間の軋轢・SUP等の放置 ● ゴミ・トイレのキャパシティオーバー ● 迷惑行為を注意しても聞き入れない人が目立ってきた |
| 交通課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 登山者・釣り人の迷惑駐車増加 ● 旧有料道路区間の危険(駐車・横断する人) ● 駐車や人が多すぎて緊急時に救助の妨げになる。 |
| 利用ルールについて | <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止事項や場所、その根拠が不明瞭(自然公園法では禁止されていない事項などグレーゾーン) ● あいまいなルールが利用者・地域どちらも混乱を招いている。 ● ルールについて注意する人はだれか。(「管理人」など権限がないと聞き入れてもらえないと感じる) |
| 今後の支笏湖について | <ul style="list-style-type: none"> ● 「静かな支笏湖」 ● 利用するためのルールをつくり、一般の人にも楽しめる場所。一般の利用者と支笏湖を作っていく考えも大切。 ● 環境保全と利用、安全のバランスを取っていきたい。 |

<各グループの発言記録>

●グループ1 (窓側テーブル)

| 発言趣旨 | 発言の内容 |
|--------------------------------------|---|
| ・ 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ● SUP カヌーが増加【美笛】 ● 事業者が増え、その後一般利用も増えてきた。(事業者・一般利用者どちらも増加) ● SUP やカヌーの利用が増加、特に事業者や一般も初心者が増えた。 ● 地域外の事業者によるツアーが増えた。 |
| ・ 迷惑行為 ・ 危険行為 ・ ルールに従わない 利用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設工作物(テント・タープ)の設置、特に管理者が決まっていない場所や管理されている場所の周辺(湖岸・川岸)に目立つ。 ● チップ釣り(美笛・ポロピナイ・モーラップ)の解禁期間(6~8月)以外は管理者がいないため、ボート乗り場周辺に車の乗り入れ、キャンプなどに使われる。 ● 釣り人が無断で出入りする【ニナル川・美笛キャンプ場】 ● 利用者・駐車・ゴミ・トイレのキャパシティオーバー(混雑)ではないか。【ポロピナイ】 ● ゴミの問題などオーバーユースの状態。 ● 焚火(直火)。 ● キャンプ場以外の場所でキャンプをしている。 ● 動物にエサを与えないでほしい。 ● 水難事故が発生している。 |
| ・ 交通課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 旧有料道路区間が危険(駐車・横断する人) |

| 発言趣旨 | 発言の内容 |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車が多く、緊急車両が入れないことがあり得る。 ● 道道の通行止めの区域をオートバイが通行。 ● 登山者の駐車【紋別岳登山口】 ● 山菜採りや釣り人の駐車が多い。【美笛入口・楓沢】 |
| ・ ルールについて | <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止事項の根拠が不明瞭 ● 共用区域のルールが不明瞭 ● 禁止行為が定まっていない。 ● 遊泳のルールが明確ではない。(遊泳エリアを作った時期もあった) ● 湖面の利用についてはルールがなく自由 ● 注意しても従わないことがあり、負担が大きい。 |
| ・ まだ顕在化していない利用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 湖上からのドローン使用が今後問題にならないか懸念される。 |
| ・ 今後の支笏湖について | <ul style="list-style-type: none"> ● 静けさは大切だが、これだけではお客さまは来ないのでは ● 公平・平等な利用にしたい。 ● 安全・自然保護を大切にしたい。 ● 外部主導・内部主導に偏らない仕組みづくり。 |

○グループ 2(入り口側テーブル)

| 発言趣旨 | 発言内容 |
|--------------------------------|---|
| ・ 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> ● SUP が増えている。 |
| ・ 迷惑 ・ 危険行為 ・ ルールに従わない利用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人がいる場所でのフライフィッシング ● ライフジャケットなしでの遊泳・水遊び ● 風を読めないので流されてしまう。 ● 救助の回数が増えている。 ● 夜中、ガスが濃い日など危険な日でも湖面に出る人がいる。 ● ペットの放し飼い(業者による散歩サービスもあり) ● テント・焚火(直火)・花火・サウナ ● SUP を置きっぱなしにする【第 5 駐車場】 ● 出入り禁止のサインとなっている三角コーンをずらして入っていく車がある。 ● 利用者同士の軋轢が増えてきた。匂いなど密な状態でのストレス【ポロピナイ】 ● ごみの散乱【美笛】 ● カヌーや SUP で危険なエリア・露天風呂などに近づいている。 |
| ・ 交通についての課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有料道路沿いからの遊泳や釣り(駐車が危険) ● 車や人、水面利用が多すぎて救助に出られない。 |
| ・ ルールについて | <ul style="list-style-type: none"> ● SUP は特に、初心者でも気軽にできてしまうため、スキルを習得しながらの安全やマナーについての啓発がなされておらず、難しい。 ● 遊泳禁止の場所がわからない。 ● 自然公園法では禁止できない行為(グレーゾーン)があり、明確にするにはどうしたらよいか。 ● 曖昧なルールなために利用者・地域どちらにも混乱を招いていると感じる。 ● モラルの低下・注意しても反発されてしまう。管理者の立場なら聞き入れる人もいる。 ● 利用についての注意喚起がされていない。 |

| 発言趣旨 | 発言内容 |
|---------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然公園指導人などの制度もあるが活用しきれていない。 ● 静かな環境を求める人は、有料でも来ている。【モラップ】 <p>＜他地域での事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救助については、緊急性に合わせて自費による救助の動きもある。 ● エリア(ゾーニング)で利用を決められていると監視・安全管理がしやすい。 |
| <p>・ 今後の支笏湖について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 保全と利用のバランスを取っていききたい。 ● 利用するためのルールをつくり、一般の人にも楽しめる場所。一般の利用者と支笏湖を作っていく考えも大切。 ● 管理する人がいる場所でのマナーやごみの問題は多くない。管理・利用のための料金を取るのはいいのではないか。 ● マナーや禁止事項の周知やクレームを受ける「管理人」が必要なのでは。そのために利用者の金銭的負担はやむを得ないのでは。 ● 遊ぶところが無くなると他の地域に流れるだけ。禁止区域と「できる区域」を並行して定めるとよいのでは。 ● 支笏湖のゾーニング(できる場所・できない場所)・客層によるすみわけができるとうい。 ● これまでの観光は一般観光がほとんどだったが、アクティビティが増え、新たな観光や利用形態が広がってきた。 ● 地域社会・人口を維持するための経済の循環を大切にしていきたい。 ● 環境・自然について学べるような場になるとよい。 ● たくさんの人に楽しく利用してもらうための利用ルールと有料化とすればよいのでは。 ● 有料化しても理解を得られると思うし、環境保全・美化のための費用としっかり周知するのが大切。 ● ガイドのスキルがなく不安。安全講習やガイドの認証制度なども有効ではないか。 ● ローカルルールをまずは定めて、必要があれば条例などにしていくことも視野に入れて取り組むとういと思う。 |

○その他 欠席者からのご意見

| | |
|-------------|--|
| <p>・ 現状</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● キャンプ場のキャパシティオーバーがある。 |
|-------------|--|

2) 第 1 回勉強会

第 1 回勉強会は次の 2 つを目的とし開催した。

- ①支笏湖が抱える課題やローカルルール策定に向けての地域の取組について広く周知する場
- ②自然公園を含む観光利用におけるローカルルールの効果や策定・運用についての地域の知見を広げ、理解を深めるための有識者による講演

支笏湖が抱える課題の紹介と取組みについては、一般社団法人支笏国立公園運営協議会理事長佐々木善朗氏にこれまでの取組状況と「課題共有の会」で共有された課題について、また、今後支笏湖地域をどのようにしていきたいかを発表。有識者による講演には、北海道大学大学院農学研究科愛甲哲也准教授、北海道大学水産科学研究院国際教育室東条斉興助教を招き、愛甲准教授には「自然レクリエーション地におけるローカルルールとは～事例から見るローカルルールの力」、東条助教には「支笏湖湖面利用の現状報告」と題して講演いただいた。

①開催概要

開催日

2021 年 11 月 4 日 15 : 00～17 : 00

場 所

千歳市立千歳公民館大集会室

参加募集

参加者の募集は募集チラシを作成し、以下の 4 つの方法で広報を実施した。

- ①勉強会参加者より地域内外への声掛け
- ②令和 2 年度支笏洞爺国立公園 支笏湖における湖面利用ルール策定のための水域利用事業者等調査業務における、アンケート対象アクティビティ事業者
- ③環境省ホームページ
- ④SMS メーリングリスト等での告知
 - ・環境関連情報メーリングリスト「北海道環境財団メールニュース」での配信（10/28）
 - ・環境☆ナビ北海道 <http://enavi-hokkaido.net/> 内のイベントカレンダー 「E☆day Hokkaido」への掲載
 - ・Twitter : <http://twitter.com/#!/enavihokkaido> での発信



支笏湖 ローカルルール (仮称)

勉強会

11月4日(木)
15:00-17:00

千歳市立千歳公民館
〒066-0046 北海道千歳市真町176-3
(青葉公園内)

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。新型コロナウイルスの拡大状況によってはオンラインによる開催になる場合がございます。

近年の支笏湖の水面における利用集中、マナー悪化、ごみや船舶の放置、水難事故など、環境や利用者の安全、快適な利用への問題が顕在化しています。このような状況に対して、地域住民による温泉街周辺ローカルルールが策定（令和元年度）され、さらに発展的なローカルルールの検討が進められています。

こうした地域の取り組みをふまえ、支笏湖面適正利用のためのローカルルール策定の議論を深めるための勉強会を開催します。

先着 **100名** どなたでも
ご参加いただけます
※事前のお申し込みが必要です。

開催概要

参加費 無料

お申込み

右の「お申込み」QRコード ▶▶▶
もしくはEメールにて
件名に「支笏湖勉強会」とご記入の上、
①～③の内容を「お問合せ先メール」に
Eメールをお送りください。
①氏名 ②メールアドレス ③連絡先電話番号
④所属団体・勤務先 ⑤申込み人数



お問合せ

～メールでの参加申込みはこちらへ～
✉ info@live-kk.co.jp
☎ 011-213-1955
担当：川口 / 井部 (株式会社ライブ環境計画)

Program

1. 支笏湖湖面利用の現状報告
北海道大学 水産科学研究院 国際教育室
助教 東条 斉興 氏
2. 自然レクリエーション地における
ローカルルールとは
～事例から見るローカルルールのか
北海道大学大学院農学研究院
准教授 愛甲 哲也 氏
3. 支笏湖地域が感じる湖面利用の課題
一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会

講師紹介

北海道大学 水産科学研究院 国際教育室 助教 東条 斉興 氏
水産分野での国際支援経験に基づき、特に沿岸生態系、沿岸資源と共生できる水産開発・協力・支援について研究、活動。また、国内・海外の沿岸地域での、持続可能な開発プロジェクトや、将来を考える地域水産コミュニティと研究調査、また関連した案件形成、助言を行い、協力・支援を始めている。

北海道大学大学院農学研究院 准教授 愛甲 哲也 氏
北海道内の自然公園と都市公園をフィールドに、環境心理学的・社会的アプローチで、公園の計画や管理に関わる問題の解決を目的とした研究・活動を行っている。特に山岳性自然公園における登山道の崩壊とその管理方針の確立における意見の調整、山岳地におけるし尿の散乱とその対策、自然公園の水域の適正利用などについて関心が高い。最近の研究トピックとしては都市近郊の自然公園の利用者のモニタリング、自然公園の公園計画のあり方を取り上げている。

主催：環境省 北海道地方環境事務所 支笏洞爺国立公園管理事務所

第1回勉強会 告知チラシ

プログラム内容:

| | |
|---|------------------------------------|
| 1. 開会 | 環境省北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所 千田所長 |
| 2. 支笏湖湖面利用の現状報告 | 北海道大学水産科学研究院国際教育室 助教 東条 斉興 氏 |
| 3. 自然レクリエーション地におけるローカルルールとは～事例から見るローカルルールの力 | 北海道大学大学院農学研究院 准教授 愛甲 哲也 氏 |
| 4. 支笏湖地域が感じる湖面利用の課題 | 一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会 理事長 佐々木 義朗 氏 |
| 5. 閉会 | 環境省北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所 千田所長 |



②開催結果

第 1 回勉強会には、地域内外の関係者を含めて合計 83 名の参加があった。支笏湖地域の観光事業者と地域外の観光事業者が同数で 18 名ずつ、その他一般参加も 9 名あり、支笏湖地域の観光や国立公園の管理、ローカルルールについての関心の高さがうかがえた。

参加者人数と属性

| | | | |
|-----------------|------|---------------|------|
| 地域観光事業者 | 18 名 | 一般 | 9 名 |
| 地域関連団体 | 8 名 | 行政 | 8 名 |
| 地域外観光事業者 | 3 名 | その他（市議会議員・学生） | 2 名 |
| 地域外アクティビティ関連事業者 | 18 名 | 報道 | 2 名 |
| アクティビティ関連団体 | 6 名 | 事務局 | 9 名 |
| 合 計 | | | 83 名 |

講演内容

| |
|--|
| プログラム① 支笏湖湖面利用の現状報告 |
| 北海道大学水産科学研究院国際教育室 助教 東条斉興氏 |
| <講演概要> |
| <ul style="list-style-type: none">● 2020 年度北大水産「支笏湖水面利用ホットスポットにおける利用・攪乱等調査」から、来訪者の人数属性・利用形態を調査。家族連れ、子供連れが多く、水辺の散策が最も多く、ガイドなしの SUP が大部分を占めるように。環境に負荷のかかる利用も確認された。● アンケートによると、令和元年度に作成されたローカルルール「支笏湖温泉街周辺水面利用に関するローカルルール」については 8 割に認知されていなかった。● ライフジャケットなしでの利用、タープ・テントの利用、火の扱いについてのコメントやゴミについての指摘が多い。水質への影響への心配もあった。● 意見や不満などは、自分と利用形態の違うグループに向けたものが多い。● 地域住民と、訪問者（一般水面利用者・水際利用者・一般水面業者）には摩擦の構図ができていることを念頭に置く必要があり、地元や業者だけでルールを作ってしまうと関心が薄くなる。● ルールに具体性やルール策定の理由が説明されていないために、利用者は利用による影響の大きさや重要性、ルールを守った時の利益の分配性を認知していることが大切である。● 「コモンズの悲劇」共有地であるから、個人それぞれが自由に権利を求めることで適切な利用取り決めが守られなくなる。● 空間情報の計算から、安全の面からみても千歳川源流域に無限でない、排除不可能で「コモンズの悲劇」が起りうる場所ではないか。● 「コモンズの悲劇」に関しては、所有権・権限の設定、強制力・制限の強化（トップダウン）、が言われていたが、のちに関係者間の取り決め（ルールに基づいた管理）ボトムアップが加わり 3 つの基本アプローチが提案されている。● 関係者間の取り決め（ルールに基づいた管理）ボトムアップについての合意形成は一朝一夕ではできないのでいかにコミュニケーションをとっていかかが成功要因である。 |

- 支笏湖はコモンズとして環境省に管理されているが、地域や利用者同士でしかできない合意形成を面倒がって環境省にゆだねているようにしか見えない時がある。
- 支笏湖の「悲劇」を認識して利用者間の合意形成をして理由のあるローカルルールに基づいた、相互監視、共同モニタリングによる管理者への支援が必要な状況にあるというのが支笏湖の現状である。
- 千歳川源流域の河畔の道には、浸食や土壌の締め固めが確認されている。植物がもとのように生えることができなくなったり、通行の安全面、川への土壌の流入などが予測できる。
- 川床の環境を変えてしまう。水質の悪化もあるだろう。利用者それぞれが環境への影響も考える必要がある。それぞれが環境への影響や課題を勉強し小田外の関わりあいともたらされる結果を考えると理由あるローカルルールの説明も整理されているのではないか。
- 水中に私たちの利用の影響がある。湖底に放置されたルアーが確認されている。一人一人の行動は多様な生命と関わり合いながら影響しあっている。
- ローカルルールは支笏湖を自分が使いやすいようにするものではなくほかの皆さんの思いを守れるよう自分自身の振る舞いやお互いの使い方を考えるもの、支笏湖からの大切な贈り物に気が付けるきっかけになるかもしれない。その扉を開くのはあなたたちである。

支笏湖ローカルルール
湖面利用の現状報告

宮成 秀真 (北海道大学水産科学研究院)
2021/11/4

「支笏湖」

【レビュー】2020年度北大水産「支笏湖水面利用ホットスポットにおける利用・攪乱等調査」から

| フェーズ1: ローカルルールの普及・浸透 | フェーズ2: 観光・水辺生態系への関心 |
|---------------------------|---|
| 7月23日・24日 8月3日、8月4日・8日 | 8月12日・15日 (密度、攪乱、インタビュー)・16日 (密度のみ) 8月21日・24日 (密度、攪乱、インタビュー) |
| | 9月11日・14日 インタビュー |

- 調査員: 横山、山崎、村上、造澤、濱口、神田、および東条 (総括)
- データ収集:
 - サイト: 洞峠 (千歳川水源・第5駐車場)、穂美内、モラップ (美富川河口は観測のみ)

- 質問票を用いた半構造化インタビューによる調査+QRコードを用いたネットアンケート (質問票は同じ) ...91回答
 - 定性的な情報はインタビューから
- 写真撮影による定点観測: 山立てによる可視領域の区分けを基に観測

来訪者内訳 (全サイト)

- 各サイトだいたい駐車車両数×3名程度の乗員が利用
- 日帰り客が大勢
 - 水面利用者大半
 - 天候により大きく変わる
- 家族連れ・子供連れが多数派

人数構成

各サイトの来訪者数

「ローカルルール」を知っていますか?

いまいちの普及度でした

- 取り締まりだけの問題ではない=ルールにも具体性がない (理由も説明されていない)
- 訪問側の課題: リピーターが大勢だが、影響の重大さ、重要性を認知していない

昨年の利用者活動内訳

活動内訳

各サイトについて

- 散策活動が多数
- SUPは全体の17% (当時) ...ガイド無しSUPが大部分を占めるように
 - 釣りSUPも確認: 複数での利用
- 水遊び: 環境負荷の大きい利用...石投げ、釣魚、小動物・植生への攪乱

当時のコメントからの再整理 「摩擦」の構図

水際利用者

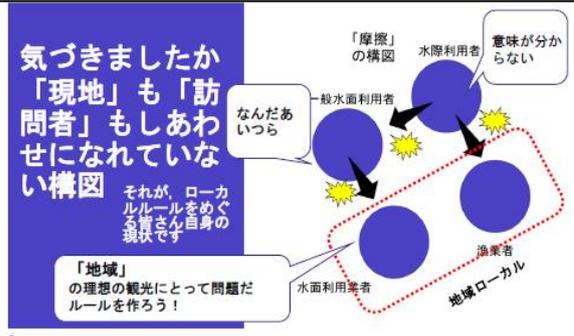
一般水面利用者

水際利用者

漁業者

水面利用者

- 占有: ①一般水面利用者...複数業者を名指し、②水際遊水者...一般水面利用者のマナーを指摘、駐車、物品、資材 ③一般客から漁船を指摘 (軽蔑内)
- 安全、恐怖感: 安全対策、ライフジャケット等、犬...特に水際遊水者から
- ルールの示すものの不明確さ: 理由がわからないというコメント、動力船の定義 (どこまでが禁止なのか)...漁船への放棄の材料?
- 破壊・汚染やマナー、妨害、焚火・ゴミ (すべての地域)、個人から団体へ (特に動物を連れてたケース)
- インフラ: 水辺



ルールを考える方々へ「説明できますか？」

人間同士、ルールやマナーが共有されるには、その理由、それがもたらす結果と、そのメリット、便益の分配先が明らかになっている必要がある



コモンズの悲劇 (Garrett Hardin, 1968) から学ぶ

「共有地の自由がすべてを破壊した」(HARDIN 1968)*

William Forster Lloyd (Economist, UK., 1794-1852)

1833年

- 「なぜ共有地の家畜は小さく、価値が低いのか」
- 「なぜ共有地の作物は育たないのか？」

HARDINが研究、SCIENCE誌に発表

(自由・共有が悪いと終わらせる前に) コモンズの悲劇はどんな時に起きるのか

| 排除可能 特定の利用者を排除できる | 排除不可能 利用者を排除できない |
|--|-------------------------|
| 競合財 - まったく同じものを複数の利用者が共有できない。または利用によって他者に影響する | 公共道路 - 支笏湖・千歳川源流域の水面 |
| 衣類 種類 菓子 | 国家の防衛 隕石対策 |
| 非競合財 - 利用によって他者に影響しない | |
| テレビ番組 | |

排除不可能な競合財をめぐって活動を行うとき

無限ではありません：千歳川源流域の空間情報を基に計算してみると

千歳川源流付近「ターミナル」の許容量：

- 家族連れ7組までが、余裕をもって水際利用と考えられる
- 水面利用者は131組でターミナル付近は満員
- 有事の際は大いに危険
- 38m・16.7mの川幅...ターミナル付近2隻が往來の限界

「安全な水面」は排除不可能な競合財

ではどうすれば？

- 「コモンズの悲劇」に対しては、現在3つの基本アプローチが提案されています
- 1990年、オストロムが研究を発表しました(2009年ノーベル経済学賞)

関係者間の取り決めルールに基づいた管理 (ボトムアップ)

エリノア・オストロム

所有権、権限の設定

ハーディン

強制力、制限の強化 (トップ・ダウン)

合意がないとできない合意形成はそもそも一顧一夕ではない...いかにコミュニケーションを維持し、成功させるかは大きな成功要因

支笏湖の水面利用の現状

関係者間の取り決めルールに基づいた管理 (ボトムアップ)

支笏湖では国立公園(まさにコモンズ)として環境省による管理がなされているが...

「悲劇」を認識し、利用者、関係者間の合意形成のもと、理由のあるローカルルールに基づいた

相互監視、協働モニタリングによる管理者への支援が必要な状況

関係者、管理者自身の
実感・認識と学び
の必要性

千歳川流域より



<https://ecology.wa.gov/blog/Post/0ecwmben-2019/Updating-fresh-water-rules-to-protect-salmon-spawn>

Fine sediment is not suitable spawning habitat

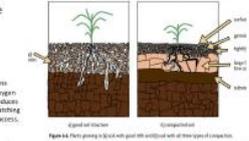
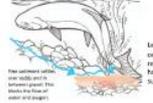


Figure 4-6. Plant growth is good with good soil structure and with air flow system of compacted soil.

<https://mgriv.org/2021/03/03/building-your-soil/>

17

わたしたちの水面利用は、
水中にも影響するんですよ



18



それは、
みなさんが、それぞれの心に響くものを大事にしなが
ら、
ほかの皆さんの思いも守れるように、
みなさんが自分自身のふるまいや
お互いの付き合いがたを、増えるためのものです。

19

<講演概要>

- 支笏湖の乗り入れ規制の経緯を振り返ると全国的に 90 年代に水上バイク増え死亡事故などもあり、北海道でも条例を作った。栈橋が不法に設置されたり千歳市が設置した柵が破壊されるなどがあり、対策が必要になってきた。私に関わった 2001 年くらいからだ、同時期に支笏湖まちづくりプロジェクトといって、支笏湖の将来的なあり方を検討する機会があり参加させてもらった。
- まちづくりプロジェクトで 10 年後の将来的にどのような観光地を目指すかを考えた時に、支笏湖の湖面利用に動力船(水上バイク)が多すぎる状況が望ましくないとされた。利用者への意識調査なども行いその結果を使いながら話し合いを重ねた結果、地元住民・団体から環境省や北海道に規制の要望書が出されてその結果現在のように乗り入れ規制となった。
- 乗り入れ規制の際には、国内外の事例調査を行ったが、支笏湖の場合、チップ釣りの船を制度上どう仕分けをするかがポイントだった。
- 乗り入れ規制の時には、地域が今の状況でいいのか、という議論をし、市役所が呼応して動き、我々がデータを集めてそれをまとめたものを環境省にもって行って話をした。その話し合いの中で、自分の活動がしにくくなるのではないかと考える事業者や釣り関係者などとも話し合いながら対応を考えるなど、かなりの時間をかけた。
- 支笏湖の乗り入れ規制後、洞爺湖に動力船が移動してしまい対応に苦慮する状況が発生させてしまった。
- 支笏湖の乗り入れ規制が成功したポイントを分析し次のようなことが考えられる。
 - ①地元自治体や関係者が課題意識を持ち「何とかしなければならないという熱意」、単に水面利用だけでなく落ち込んでいく観光の利用を盛り上げなくてはいけないという地元の動きと連動させることができた。
 - ②根拠(地元の意見、利用者の意見、環境への影響などデータ)をもってルールを作ったこと。
 - ③支笏湖に関係する人たちの意見を聞き取る、他地域での調査、関係者が一緒に現地を見て共有認識を持った。
 - ④チップ釣り、ボート事業など既存の事業をどう扱うかを考え、公園事業として認められていることについてはその時の議論の対象からは外す整理をして配慮をした。
 - ⑤これらに対して地元行政・関係機関がどのように法的根拠をつけるかを考え、地元の思いを支えた。
- 自然公園でいろいろな規制(利用調整)をかける場合にはいくつか方法がある。
 - ①情報提供: 起きていることを示す。
 - ②施設整備: 踏圧を減らしたいところに木道を作るなど
 - ③時間制限・人数制限・利用場所を変えて、利用圧を下げる。
 - ④利用行為のルール・規制
 - ⑤総量規制: 人数制限; 観光地ではこの最終段階に行く前にルールやマナーの段階で調整をするのが望ましい。公園管理の研究の考え方でも、総量規制は最後の手段、簡単にするべきではないといわれている。

- 日本では、入域などを規制する方策がある。
- 利用規制導入において考慮することは
 - ・ 利用と影響の因果関係を明らかにして、関係者の認知していること。
 - ・ 間接的な方策の検討
 - ・ 関係者の合意の下で意思決定
 - ・ 利用者の選択の自由，利用機会の確保
 - ・ 事前の情報提供
 - ・ 利用体験への影響、副作用の考慮
 - ・ 責任の所在
 - ・ 継続的なモニタリング

→ルールを継続するため、逆に状況が改善した場合には規制を緩めたり外すこともありうる。定期的にモニタリングをして、その結果を公開して利用している人たちと共有して進める。
- 事例①知床五湖：決められた時期には、認定ガイド付きでレクチャーをうけた人に限って入ることができる。高架木道利用ならレクチャーを受けなくても利用することができる逃げ道が用意されている。2011年運用まで長年費やしている。地域の関係者それぞれがこの地域において重視することが異なる中「ヒグマによる事故」を予防することということだけは共通し最重要事項だった。利用料の設定に最も時間を要した。
- 事例②小笠原国立公園：認定ガイド・人数制限・植生を休ませる期間を設ける。条例・協議会が運営
- 別寒辺牛川のカヌー利用制限。厚岸町条例・利用制限、カヌー条項施設利用指導要領を設けている。
- 事例③乗鞍五色が原「条例による入域コントロール」
- 事例④沖縄県保全利用協定：沖縄振興特別措置法に基づき、エコツアー事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、自主的に策定する自主ルールを県知事が認定
- ローカルルールとは、自然レクリエーション地では、地域の関係者が独自につくり、フィールドへの配慮や利用形態などについて訪問者への協力をお願いするもの。法令などにより規定されるものに比べて、罰則を定めるなど強制力は弱く、実効性が課題？
- 私が考えるローカルルールの定義だが、自然レクリエーション地などで地域の関係者が独自につくって、フィールドへの配慮や利用形態などについての訪問者へ協力をお願いするというもの。法令などにより規定されていないため、罰則を定めるなどの強制力は弱く実効性が課題であるのではないか、と思うしこの話を聞いている人もそう思うかもしれないが、実際にはそうではない。
- 事例④ニセコルール：

ニセコルールは、スキー場の管理区域外へ出る時は、決められたゲートを定め、事前に雪の状態を確認したのちにゲートを開けるかを毎日決めている。雪崩の情報を毎日配信している。これもニセコのローカルルールである。必ずゲートから出ること、ロープの範囲外に出ないことなどを定めているものである。協議会で運用し、事務局はニセコ町内にあるが、国と北海道は入っておらずオブザーバーとして会議に参加している。完全に法律で取り決められているわけではなくローカルルールとして関係者が運用しているが、普通の人であれば、これを破ったら良くないな、と感じていると思っただろう。
- 事例⑤大雪山松仙園

一度利用から外した廃道だったところを山岳会の要望でオープンした。環境省は最初利用調整地区として指定しようとしたのですが、現段階では利用による明確な影響がみられないため、地元の関係者の合意ということでルールを作って外部に共有・周知して使えるようにした。登山道を湿原に影響の少ない場所に地元と一緒にチェックをしたうえで付け替えをする、木道の再整備をする、木道が狭いため行きかうと木道の外に出たり、幅が必要になるので一方通行にすることにした。環境省、上川総合振興局、振興局森林室、上川町、東川町、層雲峡観光協会、パークボランティア連絡会、自然保護団体、ドライブイン、りんゆう観光、山岳会、愛甲准教授が入って毎年会議を開き植生モニタリングや今年の利用者人数を把握したうえで次年の運用を検討している。これも法律に基づいているものではない。

大雪山松仙園のルールの要因を考えると

- ①地権者(北海道道有林の理解がある。国立公園は複雑であることが多く難しくしている。
- ②湿原植生を重視している。湿原植生があること美しいから見に行く同期になるが守る必要も出てくる。守りながら利用するための、木道整備、一方通行などの運用が必要であり受け入れられる。
- ③湿原植生がどれだけ貴重で、踏み込んではいけない場所などを湿原の専門家の事前調査に基づいて運用を決めている。
- ④地元の山岳会が思いついたことを実現するために関係者が何度も会議を重ねて協議しながらルールを決めている。

ただし、広報に課題があったり一方通行については疑問を持っている方もいる。

- このようなことをしていくために、大切なのは関係者がまずは意見を交わすこと。その時に合意形成をするときに最も重視するのは最初の段階である。今日の参加者には地域外の事業者の参加が多いと聞いた。これは大変良いことで、できるだけいろいろな方の意見を聞いて、多少ぶつかってもよい。大変だが、幅広い人たちと意見交換をする、その場を持つことが大切。
- ぶれない目標をつくり、大切にするものを共有する必要がある。
- モニタリングをして、フィードバックしながら制度の改善や運用をしていくこと
- 分かりやすいルール、ガイドの養成も大切である。
- 法令などによって規定されるものよりも罰則を定めるものよりも強制力が弱く実効性が課題かもしれないが、利害関係者が協議や共有をして、モニタリングと根拠に基づいてルールを作りそれを地道に広報、説明をする。利用者の目線に立って関係機関と協議をしていけば、無力なものではないし、逆に地元が自信をもってここはこういう使い方してほしいと迎え入れる側、そこを訪れるかた連れていく事業者を含めて話し合って共有できるルールがあれば、私はそれ以上に強いもの法律でもそれ以上に強いものは作れないと思っている。

<講演資料>

支笏湖ローカルルール（仮称）勉強会
自然レクリエーション地における
ローカルルールとは

北海道大学大学院農学研究院
准教授 愛甲哲也（造園学）
tetsu@res.agr.hokudai.ac.jp



支笏湖における乗り入れ規制地区の設定

支笏湖における規制の経緯

- 1993年頃 水上バイク利用急増
- 1994年 死亡事故発生を受けて、対策会議設立、柵・騒音測定
- 1998年 チトセバイカモ減少確認、桟橋の不法設置や柵等の破壊
- 2000年 自然公園核心地域総合整備事業
- 2001年 「支笏湖まちづくりプロジェクト」
利用者・住民意識調査
- 2004年 地元住民、団体による規制要望、北海道条例施行
- 2006年 公園計画変更（乗り入れ規制区域）、乗り入れ承認
- 2007年 遊漁ルールのため漁業協同組合を設立、漁業権取得

支笏湖まちづくりビジョン

支笏洞爺国立公園の中でも、唯一「静かな佇まいが感じられる場所」

静穏で豊かな森と清造な水を大切に、極力自然への人為的介入を控えながらも自然のすばらしさを体感できる自然公園を目指す



2017支笏湖動力船乗入承認申請について

- 支笏湖で釣りに動力船を使用する場合は、**あらかじめ許可を受けることが必要**です。
平成18年から支笏湖全域で動力船の乗入れが規制されています。
※許可は、毎年変動する可能性があります。
- 許可を受けることができる動力船は次のとおりです。
(1) 北海道内湖海湖等船舶条例により定められた区域及び船種・用途において、次の基準に適合するもの
ア 船体総長 6月1日から8月31日まで
※許可を受けられた動力船であっても、上記期間以外に乗り入れることはできません。
イ 釣りのできる船種 6月 3時から19時30分まで
7月 3時30分から19時30分まで
8月 4時から19時まで
※後述の釣りは禁止されていますのでご注意ください！
ウ 船種別図



② 特別の造船船（水上バイク）は乗り入れできません。
③ 活竹等により定められた利用上の規制、基準等がルールとマナーを守ってください。
④ 動力船の乗り入れに対しては、ボート事業関係の利益を拘束するようにお願いいたします。
※図中の規制区域については、ボート事業関係に問い合わせてください。

支笏湖における乗り入れ規制導入の要因

- 地元自治体、関係者の懸念、熱意
- 温泉地の改革プロジェクトと連動
- 科学的データの蓄積（生態系、住民・利用者意識）
- 先行事例の研究
- 関係者による情報共有、協議の場の設置
- 既得権（ヒメマス釣り、ボート事業）への配慮
- 関係機関の法的、物理的サポート

利用調整の方法 Manning & Anderson(2012)などを参考

- 情報・教育
- 施設整備・デザイン・メンテナンス
- 変更・割り当て
- ゾーニング
- 利用行為のルール・規制
- 総量規制

- 必要な視点—公平性、効率性、特定需要への配慮
- 利用料金による規制は公共の場では不適当

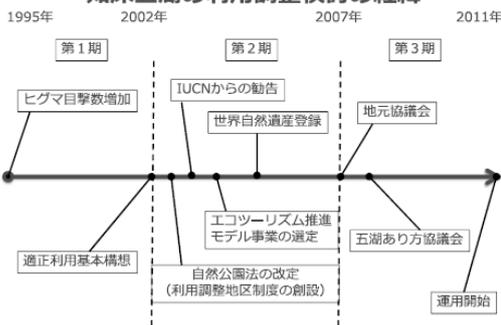
入域などを規制する方策

- 自然環境保全法
 - 立入制限地区（南嶺奥島）
- 自然公園法
 - 立入規制地区
 - 利用調整地区（大台ヶ原西大台地区、知床五湖）
 - 車両等乗り入れ規制地区（支笏湖、熊鷹根山、鹿野路湖など）
- エコツーリズム推進法
 - 特定観光資源（破夷山、西表島など）
- 地域自然資産法
 - 地域自然資産区域（竹富島、妙高山・火打山）
- 国有林
 - 森林生態系保護区域のコアエリア
- 鳥獣保護管理法
 - 特別保護指定区域
- 都道府県、市町村条例や要綱
 - 東京都自然環境保全促進地域
- 協議会、利用者団体によるローカルルール、カントリーコード、マナーの啓発

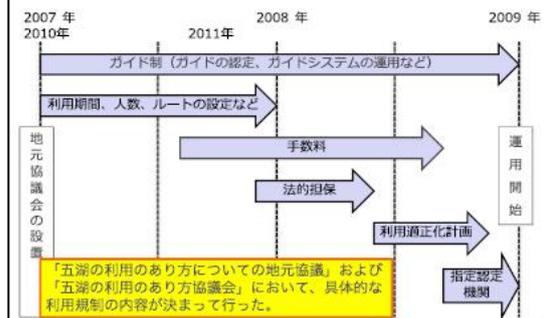
利用規制導入において考慮すること

- ・ 利用と影響の因果関係、関係者の認知
- ・ 間接的な方策の検討
- ・ 関係者の合意の下で意思決定
- ・ 利用者の選択の自由、利用機会の確保
- ・ 事前の情報提供
- ・ 利用体験への影響、副作用の考慮
- ・ 責任の所在
- ・ 継続的なモニタリング

知床五湖の利用調整検討の経緯



利用規制の具体化（2007年～2011年）

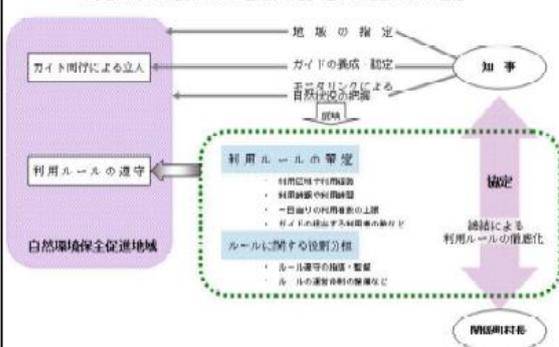


小笠原国立公園 南島・母島石門

- ・ 歩行できる経路を指定
- ・ 東京都の認定ガイドが同行
- ・ 1日あたり100人（南島）、50人（母島石門）
- ・ ガイド1人あたり15人（南島）、5人（母島石門）
- ・ 南島は滞在2時間まで、年に3ヶ月の入島禁止



東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する仕組み



乗鞍五色が原 「条例による入域コントロール」

- ・ 岐阜県高山市丹生川町の五色ヶ原
- ・ 2001年度から植生などの基礎調査、遊歩道や休憩所、トイレ整備
- ・ 乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例
 - － 地元行政が委嘱する森の案内人の同行
 - － 一人のガイドで10人まで
 - － 2つのルート、一日あたり150人
 - － 参加6名以上の場合は一入あたり8,800円
 - － 料金は、ガイド案内、ガイドブック、保険、ルート整備等



別寒辺牛川のカヌー利用制限

- ・ 別寒辺牛温泉自然観察施設条例（H7）
 - ・ 野生生物に重大な悪影響を及ぼす恐れがある場合等、区域を定めて施設の利用を禁止し又は制限することができる
- ・ 別寒辺牛温泉カヌー乗降施設利用指導要領
 - ・ カヌーコースは、別寒辺牛川橋駅(出発点)から大別橋駅(終点)までの間とし、カヌー乗降施設以外からの乗り入れや途中での上陸をしないよう指導する
 - ・ タンチョウへの悪影響を避けるため、時期に応じ1日当たりのカヌー利用総量を制限することを指導する。ただし、繁殖等の状況から影響が小さいと認められるときはこの限りでない



沖縄県 保全利用協定

- ・ 沖縄振興特別措置法に基づき、エコツア事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、自主的に策定する自主ルールを県知事が認定



| 認定種別 | 協定の名称 | 活動内容 | 所在地 |
|------|--------------|----------------------|------|
| 第1号 | 那覇市自然環境保全協定 | 観光船、カヌー | 那覇市 |
| 第2号 | 北谷町自然環境保全協定 | カヌー | 北谷町 |
| 第3号 | 伊佐市自然環境保全協定 | トレッキング | 伊佐市 |
| 第4号 | 大田原町自然環境保全協定 | カヌー、SUP、遊歩道と集落散策 | 大田原町 |
| 第5号 | 白保町自然環境保全協定 | シュノーケリング、カヌー、カヌー、カヌー | 白保町 |
| 第6号 | 糸島町自然環境保全協定 | カヌー、カヌー | 糸島町 |
| 第7号 | 糸島町自然環境保全協定 | カヌー、カヌー | 糸島町 |

仲間川地区保全利用協定の概要

- ・ <自然環境への配慮>
 - マングローブ林保護のための遊覧船の運航速度規制、徐行区間の設置、ひき波の立ちにくい工口船の多用、干潮時には運航回数を減らす、動力船の隻数制限(1時間あたり 10 隻まで)
 - カヌーの利用者数制限(1/パーティ8人まで、下流域は 50 艇/半日、中流域は80 艇/日、上流域は 65 艇/日)
 - 野生動物の採集の禁止・事業者合同によるゴミ拾い・3ヶ月ごとのモニタリング調査実施等
- ・ <安全管理>
 - 動力船の操作マニュアル、ガイドは水上安全講習を受ける等
- ・ <地域への配慮>
 - イノシシ猟の期間中は仲間川沿いの山に入らない
 - ガサミ漁の道具にふれないようにする
 - 地域住民との話し合いの場の設置を定期的に設け、フィールドの観察記録の報告と意見交換を行う

ローカルルールとは…

- ・ 自然レクリエーション地では、地域の関係者が独自につくり、フィールドへの配慮や利用形態などについて訪問者への協力をお願いするもの
- ・ 法令などにより規定されるものに比べ、罰則を定めるなど強制力は弱く、実効性が課題？

ニセコルール

このルールは、スキー場外の事故防止のために設けられています。ニセコはかつて、国内で最も雪前による死亡事故の多い山でした。ニセコは新雪滑走の自由を尊重すると共に、みなさんの安全に重大な関心を持っています。安全な滑走のために、以下のルールを守ってください。

- ・ スキー場外へは必ずゲートから出なければならない。
- ・ ロープをくぐってスキー場外を滑ってはならない。
- ・ スキー場外では、安全に滑走するために、ヘルメットと雪前ビーコンの装着が最低限必要と考える。
- ・ ゲートが閉じられている時はスキー場外に出てはならない。
- ・ 立入禁止区域には絶対に入ってはならない。なお、捜索救助、調査活動は除外される。
- ・ 小学生のみのスキー場外滑走を禁止する。

ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会
事務局：ニセコ町役場商工観光課

18

大雪山松仙園におけるローカルルールの導入



大雪山国立公園 松仙園 登山道利用案内

大雪山国立公園松仙園地区利用案内図に基づき作成されています。

松仙園登山道の利用のルール

登山道の利用のルール

登山道の利用のルール

松仙園登山道のみどころ

登山道の利用のルール

登山道の利用のルール

大雪山松仙園におけるローカルルール

- ・ 主峰旭岳を望む湿原
- ・ 登山者が少なく、廃道化
- ・ 大雪山グレード策定時に除外
- ・ 地元関係者による再開の要望
- ・ 利用調整地区が検討されたが、明確なインパクトが見られないために、ローカルルールに
- ・ 登山道の付け替え、木道再整備、一方通行化し、2019年より運用予定

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 北海道地方環境事務所 | 統括自然保護企画官 | 高橋 啓志 |
| 上川総合振興局 森林室 | 次長兼管理課長兼主幹 管理係長 | 廣田 智子 田村 博幸 山田 直佳 |
| 上川総合振興局 環境生活課 | 主任(山岳環境) | 佐藤 公一 |
| 上川町 産業経済課 | 課長 課長補佐 副主幹 | 渡辺 敏雄 西木 光英 鈴木 健志 |
| 美幌町 産業振興課 商工観光振興班 | 主幹 | 松田 純幸 |
| 智恵子財団 委員会 | 事務局長 | 中島 真一 |
| 大雪山国立公園パークボランティア連合会 | 会長 | 黒田 忠 |
| 美川ユウフーズ推進協議会 | | (御欠席) |
| 大雪山の自然を守る会 | 事務局長 | 関口 隆樹 |
| 雪山道ガイドイン | 代表取締役 | 渡辺 憲仁 |
| 大雪山遊歩道ボランティア推進協議会 | りんくう観光振興課事務局長 | 佐藤 竜也 |
| 松仙園登山道 | 顧問 | 土屋 勲 |
| 上川山岳会 | 会長 | 渡辺 真一 |
| 旭川動物専門学校 | 運営委員長 | (御欠席) |
| 北海道大学 大学院農学研究院 | 准教授 | 高野 哲也 |

【事務局】

| | | |
|----------------|---------|-------|
| 環境省 北海道地方環境事務所 | 首席自然保護官 | 藤 淳生 |
| 東川自然保護官事務所 | 自然保護官 | 石野 美慧 |

| 項目 | 平成 27 年度までの検討状況 | 平成 28 年度以降の予定 |
|----------------|--|--|
| 松仙園地区の管理手法 | ○自然公園法第 23 条に基づく利用調整地区に指定 | ○関係者が協議事業執行者として事業を管理し、その協議をモニタリング |
| | ○利用調整地区に立入るには規定が必要。規定を受けるためには立入の基準(※)を満たす必要がある。 ※基準では、多道の利用期間、利用ルート(一方通行)、利用者の指標(シグマ対策)等を定める。 | ○多道管理権限による利用ルール(※)を策定し、利用者に遵守を促す。 ※多道の利用期間、利用ルート(一方通行)、利用者の指標(シグマ対策)等 |
| | ○モニタリングを実施して、必要に応じた立入りの基準の見直し。 | ○モニタリングを実施して、必要に応じた利用ルールの見直し。 ○利用が周辺環境に与える影響に関するモニタリング結果に基づき、利用者の増加による影響を抽出する科学的データを取得し、影響が出ている場合は、利用調整地区の指定基準に入ると見直し(※)。 |
| 協議会の設置 | ○名称「松仙園地区利用調整協議会」 ○下記計画の策定及び運用の実施主体。 | ○名称「松仙園地区調整利用調整協議会」 ○北海道地方環境事務所が、任意の計画を定めるために、地元関係者に意見を聞くもの。 |
| | ○協議会の構成員は関係行政機関、関係団体及び専門家は、意見を述べることができる。専門家は必要に応じて参加する。 | ○協議会の構成員は、関係行政機関及び関係団体、専門家を誘致する。専門家は必要に応じて参加する。 |
| 策定する計画及びその位置づけ | ○「松仙園地区利用調整計画」を策定。 | ○「松仙園地区調整利用調整計画」を策定。 |
| | ○利用調整地区を管理するため、関係者自然保護局長通知に基づき定める計画。 | ○北海道地方環境事務所が、自然性の高い湿原を通る多道を、適切に管理するために、任意で定める計画。 |

大雪山松仙園におけるルールの策定要因

- 地権者（北海道有林）の理解
- 湿原植生の科学的調査
- 構想段階から関係者による協議

- 再開後の需要は不明→広報が課題
- 一方通行には異論も
- 大雪山グレードの再検討が必要
- 湿原へのインパクトの懸念

適正な自然観光のために

- 多様な関係者の意見交換
- 将来をみすえた持続可能な目標
- 統一したサービスの提供と管理の仕組み
- 科学的なモニタリングとフィードバック
- 楽しさと知識を伝えるガイドの養成
- わかりやすいルール

ローカルルールとは…

- 自然レクリエーション地では、地域の関係者が独自につくり、フィールドへの配慮や利用形態などについて訪問者への協力をお願いするもの
- 法令などにより規定されるものに比べ、罰則を定めるなど強制力は弱く、実効性が課題？

↓

- 利害関係者による協議と共有
- モニタリングと根拠にもとづくルールの策定
- 分かりやすいルールと地道な広報・説明
- 利用者の目線にもたった配慮
- 関係機関との協働

26

参考図書・研究会

- 小林・愛甲(2007)利用者の行動と体験：古今書院
- 敷田・森重(2011)地域資源を守っていかすエコツーリズム：講談社
- 愛甲・庄子・栗山(2016)自然保護と利用のアンケート調査：築地書館

- 自然公園研究会（事務局：公益財団法人日本交通公社）
- <http://shizenkouen.jp>



プログラム③ 支笏湖地域が感じる湖面利用の課題

一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会 佐々木 義朗 理事長

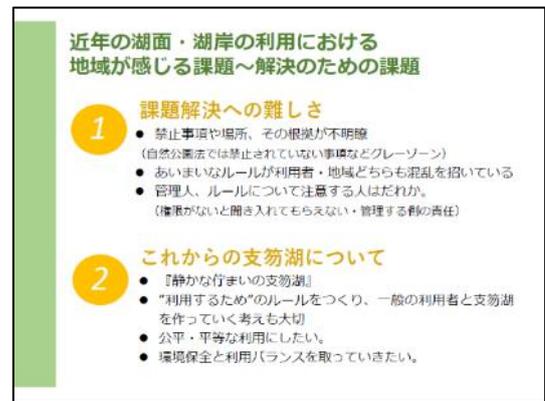
<講演概要>

- まちづくりビジョンを作成していた時期は、愛甲先生の知床の事例のお話では100回近くと話があったが、実は1年で60回会議をして、いつも19時から夜中の2時ごろまで喧々諤々いろいろなプログラムを作っていたのを思い出した。
- 15年前の動力船規制の話を取り返し、このようなところから始まっていて、今、改めて新たな課題を考えていかなければならないと感じた。
- 2019年まではインバウンドのお客様も非常に多く、団体から個人に代わり、アウトドアへの関心も高まった。
- コロナになってから屋外の活動、キャンプに行く人が増え、アウトドアブームに伴い、カヌーカヤック、SUPが非常に多く、特に千歳川の山線鉄橋のあたりは波がなくそこから出る人が多くなった。
- 利用者同士のトラブルを耳にするようになり、何とかしなければと思うようになった。
- 令和元年に支笏湖温泉街でローカルルールをつくり、強制力がないが当たり前のものであるが利用の方法や安全に関して広めてきた。なかなか周知が足りていないと感じている。
- このローカルルールを広げたものが必要となり議論がスタートした。
- 地域でローカルルールについての議論を始めたが、愛甲先生のお話にもあった通り、ルールを作ってお客様に「こうしてください」ではなく、お客様からの声を聴いたり、今日参加されている事業者からもいろいろな意見を聞いてやっていかなければならないと考えている。
- 地域が感じる課題として
 - ① 安全: ライフジャケットを着けずにSUPなどをされている方が目立つ。水が冷たく過去に事故も起きている。
 - ② マナー利用ルール: 水辺の利用だけでなくデイキャンプなども増えており、キャンプ場に指定されていない場所でタープ、テント、サウナなどの利用。ゴミやトイレの問題などが目立ってきている。
 - ③ ペット: 放し飼いや、ペットが泳ぐなど他の利用者の不快がある
 - ④ 登山・釣り人・その他利用者の道路への駐車。旧有料道路特にポロピナイ周辺が目立つ
 - ⑤ 自然環境への影響: 流木などを使った焚火などそのまま放置されている。これらは、SUP、カヌーだけでなく周辺を利用している人たちを含めて湖面利用を考えていかなければならないことである。
- 課題解決の難しさとして感じているのは、現状マナーについて注意しても聞き入れてもらえる理由・根拠を示せていない、あいまいなルールになっており、利用者側と地域とで混乱を招いている。
- 注意する人、管理する人は誰かルールを
- 15年前に作成したまちづくりビジョンでは「静かな佇まいの支笏湖」をキーワードにした。100年前の写真の自然がそのまま残っている。乱雑になっているところもあるが整備によってすっきりしたところもある。こう考えると「静かな佇まい」に魅力を感じてたくさんの方が来てくれたのではないだろうか。
- 今日来てくださった方たちは、ルールを作られると利用しづらくなるのを心配してきているわけではなく、自分たちの楽しみ方をみんなで決めたくて来てくださっているのではないかと思う。利用する方の意見は

必要なのでこれからも協力をお願いし公平平等なルールにしていきたい。

- 100年前から変わらない環境保全、利用のバランスを考えていかないといけないと考えている。
- 48年支笏湖に暮らしてきてこれが当たり前だと思ってきた。しかし、最近になって山を歩いたり湖出でみる気持ちになってしてみると、こんなに素晴らしいところはないと感じ、今この自然を守らなくてどうするのか？という思いになった。
- ローカルルールもこの自然を残すためにみんなで考え作って、みんなで守っていくものになるようにしていきたい。

<講演資料>



③参加者の感想

当日は、参加者からの感想や質問を受ける時間はなかったが、質問や感想を記入する用紙を配布、回収した。参加者から13名から感想の提出があった。

感想や意見の主なものは、現在の支笏湖の利用に関して、ゴミや安全面でのご心配や、ルールがわかりにくいという意見が目立った。また支笏湖における、ローカルルール策定にはおおむね賛同の意見が多かったが、利用と保全のバランスを望む声や、様々な意見を取り入れながら議論を重ねてほしいとの意見が多かった。表-2は参加者から提出されたすべての感想である。

表-2 参加者からの感想

| | |
|----|---|
| 1 | これからも利用していけるためのルール作りであってほしい。 |
| 2 | ポロピナイのルールがわかりにくい。デイキャンプはよいと思っていた。わかりやすく提示してもらえるといいと思った。 |
| 3 | このような会を企画・実施してくださった皆様、ありがとうございました。保全と利用のバランスや利用者の意識の高さの差など諸問題あると思いますが、「利用」できないと保全する意味も減少すると思いますので、有効に利用できるルール作りに期待しています。 |
| 4 | 私自身も思うところがあり、今回こちらの勉強会に参加できたことによかったと考える。これからのルール作りに参加させていただきたくことに感謝します。ゴミの問題が私自身とても重要と考えております。 |
| 5 | ローカルルールの策定について有意義でした。なので会場の入場には、限界があるのでオンラインでの視聴できる環境の整備をしていただきたいです。 |
| 6 | SUP 愛好者です。SUP もライフジャケットは必要ですし、落水した後の再乗艇にはエネルギーを使います。家族で複数人がのっている SUP を見ると大変心配になります。事故が起こって規制がかからないよう、そして支笏湖の自然が守られるようなルールが作られるよう、今後も考えていければと思っています。 |
| 7 | 支笏湖の事業スタッフの一人ですが、現在のみならず、将来に向けての地元のかかわる課題（問題）をローカルルールにより利用する方々との共存することは公平・平等性や環境への利用のバランスを守っていくことはすぐできるものではないし、意見交換を大切に策定していくものだと感じました。 |
| 8 | 他地区のローカルルールの事例はとても分かりやすく参考になりました。一方で支笏湖の現状問題のデータをもう少し示してほしいと思った。登山者・キャンプ・釣りが特に昨年より多くなっているのを感じていました。支笏湖付近のキャパを超えている日も見受けられる。静かな佇まいの支笏湖が私もよいと思います。ありがとうございました。 |
| 9 | とてもためになる大切な勉強会でした。私は平日でも参加できますが、ほとんどの利用客（一般）は土日祝休です。今回参加したい方が来られず、残念がっていました（たくさんいました）ぜひ、土日祝 or 早めのアナウンスをお願いしたいです。 |
| 10 | 勉強会ありがとうございました。過去やほかの事例を聞いて、とても勉強になりました。何度も議論を重ねてのローカルルールの作成かと思いますが、今回の「支笏湖ローカルルール（仮称）」があと数回の会議で完成するのか、完成させていいのか、完成後に誰がどのように実効性を持たせていくのか、不安に思いました。愛甲先生のお話に合った「モニタリングと根拠に基づくルール」を作るには時間的に不安を感じました。 |
| 11 | より良い地域づくりのためのこのような会場を設けていただきありがたく感じております。今後も策定にあたり、議論の場に一般利用者の意見を取り入れていただけると幸いです。 |
| 12 | 支笏湖を利用する側でしたが、改めて考えさせられる内容でした。自分としても協力・発信していきたい内容と感じました。 |
| 13 | 愛甲先生より、様々な他地域の事例を伺うことができ勉強になりました。今回の勉強会、想像よりも多くの方が参加していて驚いたと同時に、広い人々が関わったローカルルールができるとうごく良いな、と思いました。ありがとうございました。 |

3) 第2回勉強会

第2回勉強会では、「課題共有の会」で出された課題を分類しその課題解決に対応するルールの内容の議論検討を行った。

①開催概要

開催日

2021年12月3日(金) 13:00~15:00

場 所

支笏湖ビジターセンターセミナールーム

参加者(声かけ先)

| | |
|--------------------|----------------|
| 株式会社オーシャンデイズ | 板谷 貴文 |
| 支笏ガイドハウスかのあ | 松澤 直紀 |
| 有限会社アラマチ | 荒町 誠 |
| 支笏湖ポートハウス株式会社 | 飛山 和幸 |
| 支笏湖観光運輸株式会社 | 今野 善修 |
| 支笏湖休暇村 | 川崎 孝利 |
| 丸駒温泉 | 佐々木 義朗 |
| 一般社団法人千歳観光連盟 | 堤 貴史(欠席) |
| 一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会 | 白石 一人 |
| 支笏湖漁業協同組合 | 佐藤 晴一 |
| 千歳市市民環境部支笏支所 | 荒川 裕昭(欠席) |
| 千歳市観光スポーツ部観光事業課 | 高橋 早紀 / 中津川 晃央 |
| 支笏荘 | 福土 国治 |
| 寿 | 小野寺 政利 |
| 支笏湖自治振興会 | 佐藤 進 |

オブザーバー参加:北海道大学東条先生 北海道開発研究センター藤井氏

勉強会次第

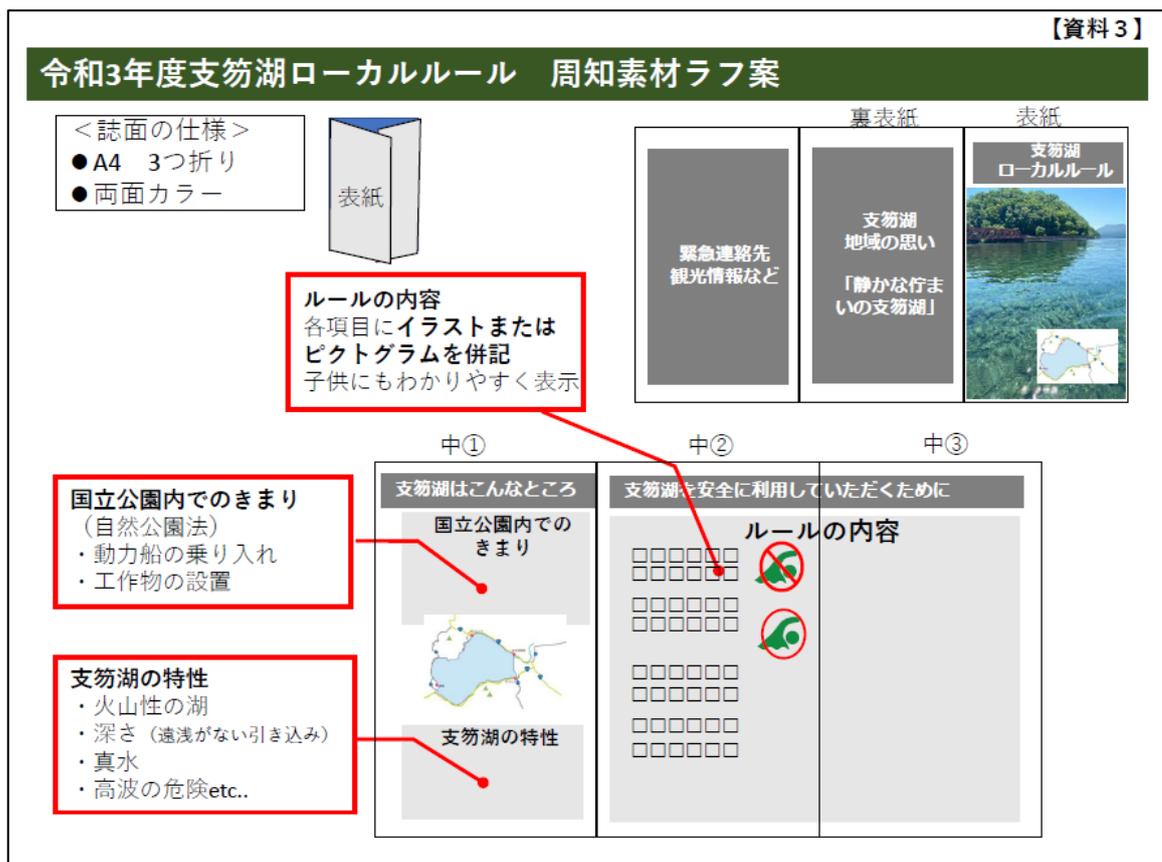
| | |
|--|-----------------------|
| 1. 第1回勉強会の報告 【資料1】 …参加者数と所属の内訳 …参加者の感想 | 事務局 |
| 2. 令和3年度支笏湖パトロール状況報告 | 支笏湖漁業協同組合 佐藤晴一事務局長 |
| 3. ローカルルール検討今後の進め方について 【資料2】【資料3】 | 進行 環境省 |
| 4. 支笏湖ローカルルールの議論 【資料4】 | 進行 環境省 |

②開催結果

ルール項目の検討の際には、このルールがパンフレットにまとめられ、広く一般に普及していくことを念頭に置くこととした。具体的なルールの内容については、地域で行われていたルールの検討の中で提示されていた「支笏湖ルール案（20210421 版）ルール&禁止事項について(水辺)」の項目をベースとして、現在の課題に対応できる内容と表現を検討していった。

<支笏湖ルールパンフレットラフ案資料>

支笏湖ルール策定後、広く一般に周知していくイメージを持ちながらルールの内容を検討するため、パンフレットの構成イメージを示し、支笏湖ルールの内容については、どのように伝えるか、支笏湖の来訪者の適正利用を促す観点から議論を進めた。



<支笏湖ルールの検討>

支笏湖ルールは、「課題共有の会」で出された課題をソーティングし、それに対応するルールの項目を地域提供の「支笏湖ルール（案）」を割り振る形で内容を検討していった。

検討資料と検討結果は次の表のとおりである。



支笏湖ローカルルール（仮称）検討結果 ※赤字が決定事項

| | 「課題共有の会」で出された課題 | 第2回勉強会での議論の結果 ※赤字が決定したルール | 第2回勉強会で出された意見・アイデアの要旨 |
|------|--|--|---|
| 危険行為 | <ul style="list-style-type: none"> 危険な遊泳行為・水難事故の増加 <ul style="list-style-type: none"> ライフジャケットなしでの遊泳・水遊び 風を読めないで流されてしまう。 救助の回数が増えている。 夜中、ガスが濃い日など危険な日でも湖面に出る人がいる。 初心者でもできる SUP は安全やマナーについての啓発がされていない。 カヌーや SUP で危険なエリア・露天風呂などに近づいている | <p>1:動力船の持ち込み、走行は禁止（自然公園法） →1.動力船の走行は許可が必要です。（前提条件：自然公園法）</p> <p>2:遊覧船の航路に入らない、近づかないこと ※カヌー、カヤック、SUP は、運行している観光船・動力船から十分に離れて操縦すること</p> <p>3:カヌー、カヤック、SUP の使用の際は、ライフジャケット(PFD)を必ず着用すること</p> <p>4:遊泳禁止</p> <p>5:水浴の禁止 カヌー、カヤック、SUP から、水中に落ちた場合速やかに戻る長時間の入水は、事故と間違えやすいので、安全の観点から水中に浸かった状態を禁止 →●. 腰より深い水域に行く場合は(SUP、カヌー、カヤック、遊泳・水遊びのような場合でも)、ライフジャケットを着用してください。</p> <p>6:高波・強風等の荒天時は出艇しないこと。 8:取水口、放水口(千歳川奥ダム堰堤)、漁網、浮標、ホテル、漁協には近づかないこと ●. 非動力船の出艇は指定の場所から行ってください。 □非動力船例：パドルスポーツ（カヌー、SUP、カヤック）、ゴムボート、ヨット、ウィンドサーフィンなど □指定の場所：ポロピナイ園地、支笏湖園地（千歳川上流）、モラップ野営場、美笛野営場</p> | <p>→6～8月に動力船が走行していることに疑問を持つ人がいる。 →「許可が必要」とすると許可の取り方について問い合わせが増えるかもしれない。（様子を見る） →現在は魚組を含めて「許可をうけて」走行しているため、ルールには「釣り」に限定せず記載してもよいのでは。</p> <p>・膝、へそぐらいの深さに入っている方は多い。 ・水温が低い。流れの下部は冷たい。 ・急に深くなる場所がある ・危険の少ない場所での遊泳はしてもよいのではないか。 ・危険な場所には遊泳禁止を指定してはどうか。 ・川（千歳川）は別に検討が必要では（腰の深さでも流される可能性がある） ・千歳川の遊泳・水遊びは禁止したほうがよいのでは。 →千歳川の危険についてはルールに追記</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 人がいる場所でのフライフィッシング 焚火（直火）（野火のリスク） | <p>●. 人が集まる場所でのフライフィッシングは控えてください。</p> <p>10: バーベキュー 禁止 →火気を使う場合は必ずコンロなどのガス器具を使用してください。焚火、炭火の使用は管理地（キャンプ場）で行えます。</p> | <p>・凧と感じていても追い風では流されて戻ってこられない危険がある。【パンフレットの「支笏湖の特性」に記入】 →風の状況、危険な状況を知らせる旗などを設置したらよいのでは →パンフレットの「支笏湖の特性」に記入】のところに支笏湖の変化のしやすさを追記。 ・カヌー、カヤック、SUP 以外にもさまざまな湖面利用が考えられる。</p> |
| | 迷惑行為・ルールに従わない利用 | <ul style="list-style-type: none"> タープ・テント・キャンプ・サウナなどの増加 仮設工作物（テント・タープ）の設置、特に管理者が決まっていない場所（キャンプ場以外）や管理されている場所の周辺（湖岸・川岸）に目立つ。 チップ釣り禁漁期間は管理者がいないため、ボート乗り場周辺に車の乗り入れ、キャンプなどに使われる | <p>11: キャンプ場以外でのテントの設置は禁止 →日よけを目的としたパラソル・ポップアップテントは周囲の方へ配慮しながら使用してください。タープ・テントは管理地（キャンプ場）でご利用ください。</p> |

| | 「課題共有の会」で出された課題 | 第2回勉強会での議論の結果 ※赤字が決定したルール | 第2回勉強会で出された意見・アイデアの要旨 |
|------|---|--|---|
| | ● 利用者間の軋轢 ・SUP等の放置(第5駐車場) ・匂いなど密な状態でのストレス | 13: その他の湖の利用者や地域住民の迷惑となる行為をしないこと | |
| | ● ゴミ・トイレのキャパシティーオーバー | 9: 利用中に発生したゴミは、各自の責任にて持ち帰ること | |
| | ● 迷惑行為を注意しても聞き入れない人が目立ってきた。 ・注意しても従わないことがあり、負担が大きい。 | 7: 監視員から利用中止の指示を受けた場合は、指示に従うこと 16: 記載のない事項に関しては、公園監視員の指示に従うこと 17: 公園監視員の指示に従わない者、このルールに違反した者は、今後の利用を認めない ●.公園管理者の指示に従うこと | ・管理者がいない場所でのルールの周知はどのようにしていくか。 ・支笏湖のローカルルールの運営の議論を進めていく(例えば、支笏湖ブルーレンジャーといったような独自の管理者を指定するなど) |
| | ● 釣り人が無断で出入りする【美笛キャンプ場】 | | |
| | ● ペットの放し飼い | ●.ペットのリードは外さないでください。 | |
| | ● 湖面上からのドローン使用が今後問題にならないか | ●.ドローンを使用する場合は事前に土地管理者にご相談ください。 | ・利用者の迷惑にならないような飛行。 ・環境省では実施計画書を出してもらい確認をしているが、最終的な判断は土地所有者に確認してもらっている。 |
| 交通課題 | ● 登山者・釣り人・山菜採りの迷惑駐車増加 【美笛入口・楓沢】【紋別岳登山口】 | | ・自転車の駐輪も増えている。 ・路上駐車などまずは道路関連でのアプローチを考えていく |
| | ● 旧有料道路区間の危険(駐車・横断する人) | | |
| | ● 道道の通行止めの区域のオートバイ ● 駐車や水面利用が多すぎて緊急時に救助の妨げになる。 ・出入り禁止のコーンをずらして入っていく車がある | | |
| 環境保全 | ● 動物にエサを与えないでほしい | | |
| その他 | | 12: 暴力団構成員、その関係者、反社会勢力等に属する者の利用は認めない(千歳市暴力団排除条例) 13: その他の湖の利用者や地域住民の迷惑となる行為をしないこと 14: ウチダザリガニの捕獲禁止(外来生物法) 15: 野鳥などを脅かすような航行をしない | |

4) 第3回勉強会

第3回勉強会では、第2回勉強会で議論されたローカルルールをパンフレットとしてレイアウトし、内容について最終確認をした。また、ローカルルールの完成に伴い来年度以降のローカルルールの運用について意見交換を行った。

①開催概要

開催日

2022年1月14日(金) 13:30～15:30

場 所

支笏湖ビジターセンターセミナールーム

参加および声掛け先

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 株式会社オーシャンデイズ | 板谷 貴文 |
| 支笏ガイドハウスかのあ | 松澤 直紀 |
| 有限会社アラマチ | 荒町 誠 |
| 株式会社ポロピナイカンパニー | 小林 典幸 |
| 支笏湖ボートハウス株式会社 | 飛山 和幸 |
| 支笏湖観光運輸株式会社 | 今野 善修 |
| 支笏湖休暇村 | 川崎 孝利 |
| 丸駒温泉 | 佐々木 義朗 |
| 一般財団法人自然公園財団 | 木林 正彦 |
| 一般社団法人千歳観光連盟 | 堤 貴史 |
| 一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会 | 白石 一人 |
| 支笏湖漁業協同組合 | 佐藤 晴一 |
| 千歳市市民環境部支笏支所 | 荒川 裕昭 |
| 千歳市観光スポーツ部観光事業課 | 吉見 章太郎 高橋 早紀 中津川 晃央 |
| 支笏荘 | 福士 国治 |
| 寿 | 小野寺 政利 |
| 支笏湖自治振興会 | 佐藤 進 |

□オブザーバー：石狩森林管理署支笏湖森林事務所 成澤 潤一 森林官
北海道札幌方面千歳警察署 支笏湖駐在所 久保田敬介 巡査部長

□アドバイザー：北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也 准教授

勉強会次第

| | |
|--|-----------------|
| 1. 開会～挨拶・参加者の紹介…参加者数と所属の内訳 …参加者の感想 | 事務局 |
| 2. 支笏湖ローカルルール(案)確認～パンフレットイメージ …ローカルルール項目の確認(松澤氏からの追加提案) …「支笏湖の特性」確認 …その他パンフレット構成案の確認と内容への意見 | 進行 環境省 説明事務局 |
| 3. 支笏湖周辺地域の利用形態の現状と、適正利用についての意見交換 | 進行 環境省 |
| 4. 閉会 | 進行 環境省 |

②開催結果

| |
|--|
| <p>議題 1：支笏湖ローカルルール(案)確認～パンフレットイメージ …ローカルルール項目の確認(松澤氏からの追加提案) …「支笏湖の特性」確認 …その他パンフレット構成案の確認と内容への意見</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 出艇場所の状況や管理地ごとのルールを決めた場合のために、パンフレット発行年を入れておく『〇年現在』と明記する。 ● (表記)野営場は一般客にわかりにくい。→キャンプ場と表記する。 ● 出艇・入場料がかかるので有料を明記する ● 美笛野営場では営業行為は認められていないので注意が必要 ● <質問>非動力船が指定の場所からしか出してはいけない根拠はあるか。 →(環境省)法的なものはないのでローカルルールとして無秩序に出されては困るので出艇できる場所を案内している。 ● 出艇場所については今後、管理できる場所が増えていけば追加していったよいものである。現在管理者がいて出艇をコントロールできる場所を明示している ● 利用者にとっては[公園管理者]の表現が分かりにくいのでは。 →施設管理者という表現に変える。 ● 利用者にとってわかりやすくするには問い合わせ先を明示するのが良いと思う。 →問い合わせ先については、ローカルルールの主体となるような窓口を担う組織ができて明記できる準備が整ったら明記する。 ● 犬のリードを外している SUP やカヌーに乗せている人も見られる →Sup カヌーにペットを載せている場合を含め、「犬のリードをつける」と表記することでよい。 ● ライフジャケット着用基準について、ウォーターセーフティ国際基準→カヌーカヤック・SUP については水辺 3mに近づく時はライフジャケット着用が基準になっている。 ● 遊泳・水遊びと SUP/カヌーなどの道具の利用と分けたほうが良いのでは。 ● ルールの順番を整理したほうがよい。カヌーSUP 利用者とそれ以外の利用を含めてすべてに |

関わるルールとして整理して順番を整理してはどうか。

- 非動力船にかかるルールを最初に述べる
No.3→No.2(水遊びについては除外:非動力船は必ずライフジャケット着用)→No.1
- 非動力船以外のライフジャケット着用については No.7以降にもっていく。
- 遊泳禁止については、管理者の管理する範囲では安全確保のために禁止することもあるのでは。
- 今後は千歳川を遊泳禁止とするように設定する可能性もあるのでは。
- 遊泳禁止をする法的根拠はないため、支笏湖の遊泳の危険性を伝えながらライフジャケットを着けてもらう方にしていくのが良いのではないかと。水遊びの定義がない中、利用形態によって区別するのは難しい。
- 深さなどを明記すると危険な深さかどうかを判断したり、注意することは難しい。また、管理しなかったという責任が生じることを懸念する。
- 利用する人が決まりを守る/守らないではなく、危険性を知ってもらっておくのが大切。
- 「支笏湖の危険」の部分に「遊泳は危険」と明記してはどうか。
- 家族連れなど水遊び程度の利用について、ライフジャケットの扱いはどうするか。
→「水辺利用・水遊びの際は、ライフジャケットの着用を推奨しています」
- No3 の下に、「非動力船については必ずライフジャケットの着用をしてください。」と明記する。

<パンフレット案(外面)>について

「タイトル」

- 今後地域外の人への呼びかけに使っていくもの。わかりやすく、ルールを示すものとしてわかりやすいものが良いと思う。
- 水辺利用だけでなく、支笏湖周辺を利用する人たちに広く伝える内容だと思う。
- 来た人にパンフレットを開いてもらう、読んでもらう、が大切だと思う
- 紙媒体ではなくインターネットでの閲覧が多くなると思う。
- まずは、わかりやすいタイトルをつけてその後の展開・周知についてはまた別途考えて行くので良いのでは。
→「支笏湖ローカルルール」
→「支笏湖利用ガイドルール」
→(決定)「支笏湖ルール」(+今後、地域・利用ごとの“ローカルルール”が出ることを想定)
- 和暦は西暦で表記してほしい。
- 「ワイズユース」の表現→素晴らしい自然を未来残すとともに、サステナブルな観光利用を目指しています。

「支笏湖の特性」確認

- 水の環境を守るメッセージを伝える、自然環境・湖の自然環境の説明を入れてはどうか。
→支笏湖の特性として、支笏湖の成り立ちや自然については観光パンフレットですでに紹介されている。「支笏湖の危険」のメッセージを優先し、どうしてこのルールを決めているかを明確にした方が良いと思う。
- 「危険」という言葉ではない表現の方が良いと思う。
- 「支笏湖の危険」→「支笏湖の特性(ルールの策定根拠)」
- ルールのうち、利用マナーにかかわる項目の根拠となる事項を追加してはどうか。
(例えば、非常に込み合う場合がある、宿泊・地域には住んでいる方もいらっしゃる。など)
- 波が高くなることについては、重複した項目があるので統一してよいと思う。

議題 2 支笏湖周辺地域の利用形態の現状と、適正利用についての意見交換

- (一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会、以下「協議会」)これまで支笏湖周辺のいろいろな地域の課題があるという声を集めて考えてきたことを考えると、しっかりと地元で受ける組織がないといけないと考えている。運営協議会の会長の一存で決められることではないので、協議会理事と検討したり、あるいは、行政と相談しながら進めていかなければならないことだと思う。この地域の一つの可能性として、運営協議会には地域の方たちが広く入っている組織なので一つの取りまとめの組織としては理想だと考えている。ただし、金銭のかかわる事業であるためどのような形の支援があるのかなど見据えながら、単にルールを守ってほしいから受けるという返事はできない。
- (環境省) 資料3洞爺湖適正利用推進連絡協議会規約を提示。組織構成や運営の概要を説明。適正利用をしっかりと考え評価し見直ししながら、運営していくためには、そのための枠組みを考えていかなければならないと考えている。
- (環境省) 環境省としては、第5駐車場の再整備を予定しており棧橋の集約をする。そこをルールの運用の拠点として、再整備した場所を活用していけたら、と考えている。国の施設の管理は公募して管理者を募る必要があるので、地元で管理をお願いするという確約ができない。地元で管理を担ってもらうためにはいくつか方法があり、一つとしては、自治体との取り決めの中で依頼先を決めることができ、このようなことを含めて考えていきたいと考えている。
- (千歳市)第5駐車場の再整備の検討の際には、再整備の計画と平行して管理運営の議論を進めてほしいと伝えてきた。この段階で、千歳市ありきの運営案を出されるのは困る。
- (環境省)千歳市ありきということではなく、市と環境省が連携・協定を結びながら自治体の中で管理者を指定する形になると地元での管理が可能になるという一つの方法を示している。
- (千歳市)千歳市が事務局として率先して管理者をしていくという話に聞こえる。
- (環境省)千歳市が事務局となるのが一番良いと思うが、そうではなく少なくとも市と連携が必要である。
- (千歳市)千歳市としては、地元が自主自立をもってローカルルールを運営するのが良いと考えている。洞爺湖とは状況が違う。組織作りに関してはどのようにするのが良いかというところから議論していきたい。自治体としての基本は、地域自立があり、組織づくりや地元で難しさがある時に自治体がサポートする。
- (今野氏)地元が運営する姿勢がある時に、この管理先を確実に地元にするための措置として、環境省との協定が必要とのこと、その部分を千歳市の力を貸してほしいという話だと思う。
- (千歳市)そのサポートはしてもよいと考える。
- (佐々木氏)第5駐車場の管理運営を担って、最低でも収支が0になる状況にあればやっていく必要性はあると考えている。
- (千歳市)ここまでルールを議論して第5駐車場の再整備をしてきたのだから、うまくいったらプラス、ではなく、ルールを守るための管理人や徴収体制までの担保をもてるように議論すべき。その中で環境省が資金・もの・人についての担保はしなくてはいけないのではないかと。ルール運営の中でどこまでやるかを考え、受益者負担の徴収対象も駐車場、水辺利用あると思う。ビレッジ制度、認証制度を進めているから、アクティビティ利用者から聴取する財源を回すなどの財

源のつけ方もある。まずは、体制をどうするかどうしたいかで、それに対してどのような財源を生み出せるかなど考えないとならないのでは。

- (環境省)洞爺の例では、常駐で人を数名置かなくてはいけないのではないかと。人件費と運営費の財源をまず確保しなければいけないのではないかと。洞爺での人の配置や役割はどのようになっているか。

洞爺では、1隻4000円を徴収している。事務だけではなく現場のパトロールや部位の設置などの仕事もしている。これは、洞爺湖町と壮瞥町で運営や徴収金の管理は異なっている。今回は環境省の施設の管理をすることになるので原則公募となるのが地元で管理をするときの大きな課題となってくる。それをクリアするために千歳市のサポートが必要になる。

- (千歳市)第5駐車場では、ルールだけではなく、付加価値をつけるような流れもあるなか、財源を生み出す場所にするためには、管理運営として一人、現場の徴収や維持管理として一人を置く必要があり、徴収員の部分は地元へ委託することも可能だと考える。この二人分の人件費は固定費と考えるべき。この会議で、固定費をある程度見通しながら、駐車場料金だけよいか、付加価値をつけていくべきなのか、関係する人たちと一緒に、そのために行政仕組みとして手伝えるところ、付加価値で財源を生み出す方向性を議論すべきでは。
- (環境省)この会議のほかに、第5駐車場運営についての意見聴取する場を設けることを考えている。地元の管理運営の可能性を検討しながらも、公募による管理の可能性も残るため、これからの議論を期待している。
- (今野氏)これからのスケジュールを教えてください、こちらで準備することなど教えてください。持ち帰って検討や計算をしておくなどしておけば、少しでも議論を早く進められるのでは。
- (千歳市)予算に関わることであれば、10月前半までには何らかの見通しがないと難しくなる。
- (今野氏)この勉強会に関しては3月までにルールを決めてどこがルール運営の主体になって発行するのかを議論し、第5駐車場の管理を含めた体制についてはこれ以降議論を深めていくことだと理解している。
- (小林氏)運営協議会がルールの発行主体となるのであれば、収入を含めて考えることになるのではないかと。
- (千歳市)ルールに名前を載せるのであればその責任や持続化を目的としておくべきではないかと。細かい収支の積み上げは必要なくても、予算をもってルールを運営できるという見通しをもっていないと環境省に対してルールを運用していくということにはならないのでは。
- (協議会)ルールに名前を載せる場合は、その責任をとれるような体制がないと難しいと感じるし、そこまでをこの回で決めるのは難しい。
- (環境省)あくまでルールを地域の代表として運営協議会を出してもらい、それをどう運用していくかは詰めていく必要がある。スケジュール感でいけば、来年度整備が終わり再来年度に運用が始まる。来年度中に運用体制は固める必要がある。
- (今野氏)来年度中というのは実質9月までで10月になると千歳市は動けなくなるということだった。
- (千歳市)環境省主催となる会議が今回で終了ということになれば、ルールの主体となる準備については、第5駐車場の関係者、運営協議会、千歳市、環境省をアドバイザーに入ってもらい、

協議会で話し合いを進めていく必要があると思う。

- (協議会)ルールに名前を載せるということは、協議会の会員にこのルールを熟知してお客さんに伝えられるようにならないと難しいと思う。
- (千歳市)運営協議会でルールを担うということになれば、運営協議会が独自で集めてそれを行わなければいけないのではないかと。すべてを運営協議会がやるというわけではなくここにいるメンバーとまずは話し合いが必要。運営協議会から第5駐車場にかかわる人たちを含めた会議の声掛けをお願いしたい。
- (協議会)第5駐車場関わる人とは誰のことか。このルール検討のメンバーと同じだと考える。運営協議会の中で具体的にどのような条件でやっていくか、やっていけるかを話していく必要があるということだと思う。
- (環境省)環境省として地元へ管理委託を約束するものではないが、徴取方法によっては収益が上がりそうなどの、プランは検討していきたいと考えている。まずは、このパンフレットに入れる名前が運営協議会でよいか確認していただき、その枠組みに関してはこれからの課題として主だったメンバーと進めていきたい。
- (協議会)これまでもこのルールの窓口は運営協議会でやってきた。このルールパンフレットを制作するにあたってそこまでの部分が運営協議会を載せるということと、最終的に第5駐車場の管理運営を運営協議会が担うということは切り離して考えないといけない。仮にルールパンフレットの発行を運営協議会が行っても、第5駐車場の管理運営ができないとなった時は、このパンフレットの発行元を変えればよいことだ。このパンフレット自体はずっと使うわけではない。
- (千歳市)運営協議会がルールの発行となれば、その運用にかかる費用とその財源確保は必ず考えなくてはならないもの。この後、運営協議会がパンフレットに名前を載せるための話を運営協議会が主体となって議論の継続をしてほしい。その積算のために、協力が必要となれば、市や連盟なども協力できると思う。
- (愛甲先生)今後資金の話になると思うが、最終的に運営や人件費、施設の管理にどのくらいかかるかを計算して、どのくらいの利用者が来ると見込んで頭数で割って、協力の金額を計算した。支笏湖の場合も第5駐車場の利用者人数の見込みをどのくらい正確にできるかがポイントだと思う。それでもコロナなどの影響によって赤字になっているところもあるようなので、そのような場合についても考えていかなければならないだろう。

<主な検討資料> ※その他の資料は資料編を参照

資料 1

パンフレット案 (中面)

○パンフレット編集方針

- 支笏湖で「できること」「できる場所」を伝えながら、望ましくない行動を回避する。
- ピクトグラムなどを用いてわかりやすく伝える。
- 外国人観光客の増加を見越し、英語併記しやすいレイアウト。

| ①ライフジャケット着用基準 ～既存の安全基準に準じる | ②表現の確認 前回の検討後の「～しない」の表現を変更 |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>支笏湖利用ガイド</p> <p>支笏湖を楽しく安全にご利用いただくために。</p> <p>自然公園法で定められたまわりがあります。支笏湖は支笏湖国立公園内にあります。国立公園内は自然公園法によって以下のことが定められています。</p> <p>動力船の走行は許可が必要です。</p> <p>工作物の設置は禁止されています。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>01 遊覧船の航路には、入ったり近づいたりしないでください。</p> <p>遊覧船航路は、物の置かないでください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>02 湖より深い水域に行く場合は、必ずライフジャケットを着用してください。</p> <p>(SUP、カヌー、カヤック、漕舟・水遊びのような場合でも)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>03 非動力船の出発は以下の場所から行ってください。</p> <p>＜出発可能な場所＞ 湖口（カヌー・カヤック、漕舟・水遊び） モラップ野営場、森山野営場</p> <p>※非動力船 バドルスーツ（カヌー・SUP・カヤック）、 ゴムボート、ヨット、フライングサーフィンなど</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>04 人が集まる場所でのフライフィッシングは控えてください。</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>05 火気を使う場合は必ずコンロなどのガス器具を使用してください。</p> <p>炭火・炭火の使用は野火の危険があるため美瑛野営場・モラップ野営場で行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>06 日よけを目的としたパラソル・ポップアップテントは周囲の方へ配慮しながら使用してください。</p> <p>※ペグを利用するタープ・テントは、美瑛野営場・モラップ野営場でご利用ください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>07 ドローンを使用する場合は事前に土地管理者にご相談ください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>08 利用中に発生したゴミは、各自の責任をもって持ち帰ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>09 ペットのリードは、常に繋げて過ごしてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>10 公園管理者の指示に従ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>11 その他の湖の利用者や地域住民の迷惑となる行為をせずみんなで快適に過ごしましょう。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>遊覧船航路</p> <p>遊覧船の航路には、入ったり近づいたりしないでください。</p> <p>● 遊覧船乗り場 --- 遊覧船航路</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>支笏湖周辺マップ</p> </div> |

資料 2

パンフレット案 (外面)

○パンフレット編集方針

- 支笏湖で「できること」「できる場所」を伝えながら、望ましくない行動を回避する。
- ピクトグラムなどを用いてわかりやすく伝える。
- 外国人観光客の増加を見越し、英語併記しやすいレイアウト。

| ③支笏湖の特性・危険 ～支笏湖の危険についての注意喚起 | ④利用者へのメッセージ ～令和元年のメッセージから表現の変更 |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>支笏湖の特性</p> <p>> 火山でできた湖</p> <p>約2万2千年前に起きた支笏火山の活動によりカルデラが形成され、その後、島不死岳、森山岳、樽前山が形成され、現在の支笏湖ができました。</p> <p>支笏湖は、最大水深360m、日本で2番目に深い湖です。寒冷な気候に加え土砂の流入などが少ないため、我が国有数の透明度を誇っています。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>> 支笏湖の危険</p> <p>○支笏湖の湖岸は「急流」で水遊びを楽しめる場所は限られています。湖岸から数メートルで深みになります。</p> <p>○水温は夏でも低く、水中ではあっという間に体温が奪われます。</p> <p>○支笏湖は、層積層やかな湖面ですが天候によっては波が立ちやすく非常に危険です。</p> <p>○海と同じような大しけになる事が有ります。また、岸辺がなびていても沖は荒れていることがよくあります。</p> <p>○支笏湖の周辺は地域によって風や波の状況が異なります。必ず目的地の天候や波、湖の状況を確認しましょう。</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>支笏湖ローカルルール地域のねがい</p> <p>「静かな佇まいの支笏湖」</p> <p>自然環境の優れた地域でのレジャーポート、スノーモービル、オフロード車などの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることからこれらの影響を防ぐために、国立公園内の特定の地域に車馬乗り入れ規制が行われています。</p> <p>支笏湖は平成18年から動力船の乗り入れ規制地区となり、静かな水辺が体験できる湖となりました。しかし、湖の利用が多様化する中で、みんなが快適に過ごすことができるよう、地元住民と関係機関とが協議し、支笏湖の利用に関するローカルルールを策定しました。</p> <p>素晴らしい自然を未来に残すとともに“ワイズユース（賢明な利用）”の実践と観光利用の望ましい共存を目指しています。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤パンフレットタイトル ～このパンフレット（ルール）の位置づけを表現</p> <p>支笏湖をご利用のみならず 支笏湖利用ガイド</p> </div> |

⑥パンフレットの発行元
(ルールの運営・管理主体)

3. 普及啓発資料の作成

3-1. 普及啓発資料の内容

普及啓発資料は、本業務の第2回勉強会、第3回勉強会で検討された支笏湖ルールを地域内外へ普及していくための資料として、パンフレット形式で取りまとめた。

普及啓発資料の構成

| | |
|----------------|--|
| 表紙・裏表紙面 | 1.タイトル…『支笏湖ルール』 2.発行者 …未定のため記号 3.発行年 4.地域からのメッセージ…「支笏湖ルール地域の願い」 5.支笏湖の自然・社会環境…「支笏湖の願い」 |
| 中面 | 1.自然公園法 2.支笏湖ルール 3.遊覧船航路マップ 4.支笏湖周辺マップ(非動力船の出艇場所・ペグを使用するタープやテントの利用場所) |

普及啓発資料の編集の留意点

普及啓発資料・支笏湖ルールの検討にあたっては、地域からの意見により、ルールの伝え方としては、禁止事項を定めるものではなく、できること・できる場所を伝えることで、望まない行動を回避するようにした。また、誰にも理解するものとなるよう、各ルールをピクトグラムで表現した。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大収束後は、外国人観光客の増加も予測されることから、英語翻訳行い、資料の印刷や管理を容易にするため、日本語版と英語版に分けず日英併記とした。

〈編集の留意点〉

- ①支笏湖で「できること」「できる場所」を伝えながら、望ましくない行動を回避する。
- ②ピクトグラムなどを用いてわかりやすく伝える。
- ③外国人観光客の増加を見越し、英語併記しやすいレイアウト。

3-2. 普及啓発資料の仕様

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 大きさ | A4 三つ折り(巻き折) 仕上がり 約 100mm x 210mm |
| 色 | 両面フルカラー |
| ページ数 | A4 両面 2 ページ分 |
| 言語 | 2 言語併記 (日本語・英語) |

支笏湖の特性 Characteristics of Lake Shikotsu

○支笏湖の湖岸は“急深”で湖岸から数メートルで深みになります。水遊びを楽しめる場所は限られています。
The lakeshore of Lake Shikotsu has a limited number of shallow areas where people can enjoy playing in the water. A few meters from the lakeshore, the water become deep.

○水温は夏でも低く、水中ではあっという間に体温が奪われます。
The water temperature is low, even in summer, so people lose body heat very quickly in the water.

○支笏湖は天候によっては波が立ちやすく海と同じような大しけになる事があります。また、岸辺に波がない状態でも沖は荒れていることがよくあります。
Lake Shikotsu is prone to waves depending on the weather, and it can be just as stormy as the ocean. Even when there are no waves on the shore, it is often rough offshore.

○支笏湖の周辺はエリアによって風や波の状況が異なります。必ず目的地の天候や波、風の状況を確認しましょう。
The wind and wave conditions around Lake Shikotsu vary from area to area. Be sure to check weather forecasts, wave, and wind conditions at your destination.

○支笏湖には幅広い年齢層に親しまれ、その楽しみ方も多様になってきています。
Lake Shikotsu is popular among people of all ages, and the ways to enjoy it are becoming increasingly diverse.

○季節によっては大変混雑することもあります。
It can get very crowded depending on the season.

○支笏湖はここで生活している方たちの生活の場でもあります。
Lake Shikotsu is also a place of livelihood for local people.

支笏湖ルール 地域のねがい

「静かな佇まいの支笏湖」

自然環境の優れた地域でのプレジャーボート・スノーモービル・オフロード車などの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることからこれらの影響を防ぐために、国立公園内の特定の地域では、車馬乗り入れ規制が行われています。

支笏湖は2006年から動力船の乗り入れ規制地区となり、静かな水辺が体験できる湖となりました。しかし、湖の利用が多様化する中で、みんなが快適に過ごすことができるよう、地元住民と関係機関とが協議し、支笏湖の利用に関するローカルルール(支笏湖ルール)を策定しました。

支笏湖地域は、素晴らしい自然を未来に残すとともにサステナブルな観光利用を目指しています。

Lake Shikotsu Rules ～ Wishes of the Local People

The quiet appearance of Lake Shikotsu

Uncontrolled use of pleasure boats, snowmobiles, off-road vehicles etc.in areas of outstanding natural environment has a negative impact on the natural environment and the habitat and growth of plants and animals. To prevent such effects, restrictions on vehicle and horse access have been imposed in certain areas in national parks.

Lake Shikotsu has been a restricted area for power boats access since 2006, allowing people to experience the quiet waters of the lake. However, as the use of the lake becomes more diverse, local people and related organizations discussed and formulated the local rules for the use of Lake Shikotsu (Lake Shikotsu Rules) to ensure that everyone can enjoy the lake comfortably. The Lake Shikotsu area aims to preserve the wonderful nature for the future and promote sustainable tourism use.

支笏湖をご利用のみなさまへ
To Visitors to Lake Shikotsu

支笏湖ルール Lake Shikotsu Rules



2022年発行

支笏湖ルール Lake Shikotsu Rules

支笏湖を楽しく安全にご利用いただくために。
For your enjoyable and safe use of the Lake Shikotsu

自然公園法で定められたきまりがあります。
There are rules set forth in the Natural Parks Act.

支笏湖は支笏洞爺国立公園内にあります。国立公園内は自然公園法によって以下のことが定められています。
Lake Shikotsu is located within the Shikotsu-Toya National Park. The Natural Parks Act stipulates the following rules regarding the use of a National Park.

-  **動力船の走行は許可が必要です。**
Permit is required to operate powered vessels.
-  **工作物の設置は禁止されています。**
The erection of structures is prohibited.

01 非動力船*の出艇は以下の場所から行ってください。

Non-powered vessels should be launched from the following locations.

<出艇可能な場所>
ポロピナイ 支笏湖温泉 美笛キャンプ場 (有料)
モラップキャンプ場 (有料) (2022年現在)

*出艇の条件については各施設の管理者にお問合せください。

<Places where you can take your boat out on the lake>
Poropinai, Lake Shikotsu Onsen, Bifue Campsite (fee required),
Morappu Campsite (fee required)

It is dangerous to park on the shoulder of the road.
When parking, please use the parking or the parking lot.

*非動力船 バドルスポーツ (カヌー・SUP・カヤック)、ゴムボート、ヨット、ウィンドサーフィンなど

*Non-powered vessels
Paddle sports (canoes, SUPs, kayaks), rubber boats, sailboats, windsurfers, etc.

02 非動力船を利用する場合は、必ずライフジャケットを着用してください。

*安全体制の取れているスワンボートを除く

Always wear a life jacket when using a non-powered vessel.

*Except for swan boats which have a safety management in place.

03 遊覧船の航路に入ったり近づいたりしないでください。

*遊覧船航路は右の図でご確認ください。

Do not enter or approach routes used by sightseeing boats.

*Please check the map on the right for routes of sightseeing boat.

04 人が集まる場所でのフライフィッシングは控えてください。

Avoid fly-fishing in areas where people gather.

05 火気を使う場合は必ずコンロなどのガス器具を使用してください。

When using fire, be sure to use a gas appliance such as a stove.

*焚火・炭火の使用は、野火の危険があるため美笛キャンプ場 (有料) モラップキャンプ場 (有料) で行ってください。

Bonfire and charcoal fires should be used at Bifue Campsite (fee required) or Morappu Campsite (fee required) due to the danger of wildfires.

06 日よけを目的としたパラソル・ポップアップテントは周囲の方へ配慮しながら使用してください。

When using parasols or pop-up tents for shade, be considerate of those around you.

*ペグを使用するタープ・テントは、美笛キャンプ場 (有料) ・モラップキャンプ場 (有料) でご利用ください。

For tarps and tents that require the use of pegs, please use at the Bifue Campsite (fee required) or Morappu Campsite (fee required).

07 水辺利用・水遊びの際は、ライフジャケットの着用を推奨しています。

We recommend wearing life jackets whenever using the waterside and playing in the water.

08 ドローンを使用する場合は、事前に施設管理者にご相談ください。

If you wish to use a drone, please inquire with the facility manager in advance.

09 利用中に発生したゴミは、各自の責任をもって持ち帰ってください。

Please be sure to take home any garbage you make.

10 ペットのリードは常に着けて過ごしてください。

Always keep your pet on a leash.

11 施設管理者の指示に従ってください。

Please follow the instructions of the facility manager.

12 路肩の駐車は危険です。駐車帯・駐車場をご利用ください。

It is dangerous to park on the shoulder of the road. When parking, please use the parking or the parking lot.

13 その他の湖の利用者や地域住民の迷惑となる行為をせずみんなで快適に過ごしましょう。

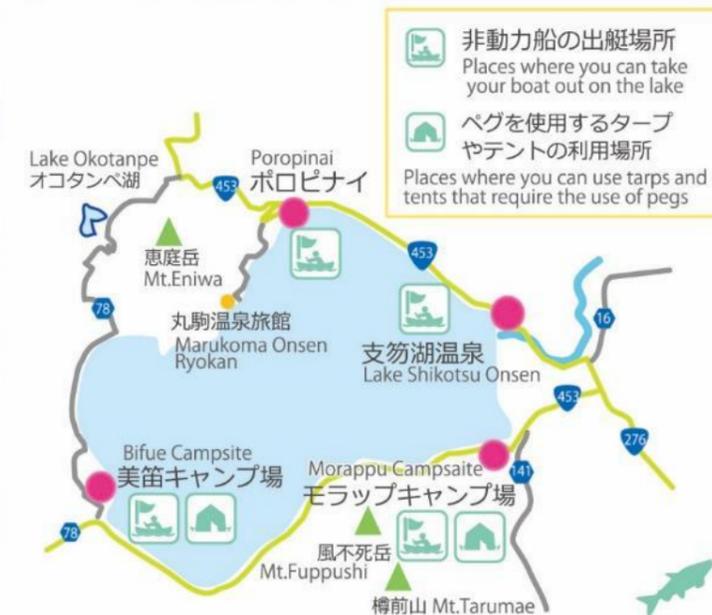
Do not do anything that may cause inconvenience to other lake users and local people and use the lake appropriately so that everyone can have a pleasant time.

遊覧船航路 Route of sightseeing boat

遊覧船の航路に入ったり近づいたりしないでください。
Do not enter or approach routes used by sightseeing boats.



支笏湖周辺マップ Map of Lake Shikotsu



4. 受益者負担に係る関係者意向調査

支笏湖集団施設地区の第5駐車場エリア（第5駐車場及び千歳川源流部の栈橋付近）図-2の再整備を契機に、第5駐車場の管理運営を関係団体が受益者負担を取り入れながら行うことで、支笏湖適正利用の拠点とする体制づくりのため、受益者負担の検討のため必要な情報を整理、一般利用者アンケートや関係者へのヒアリング実施し、次年度以降の検討課題を抽出した。



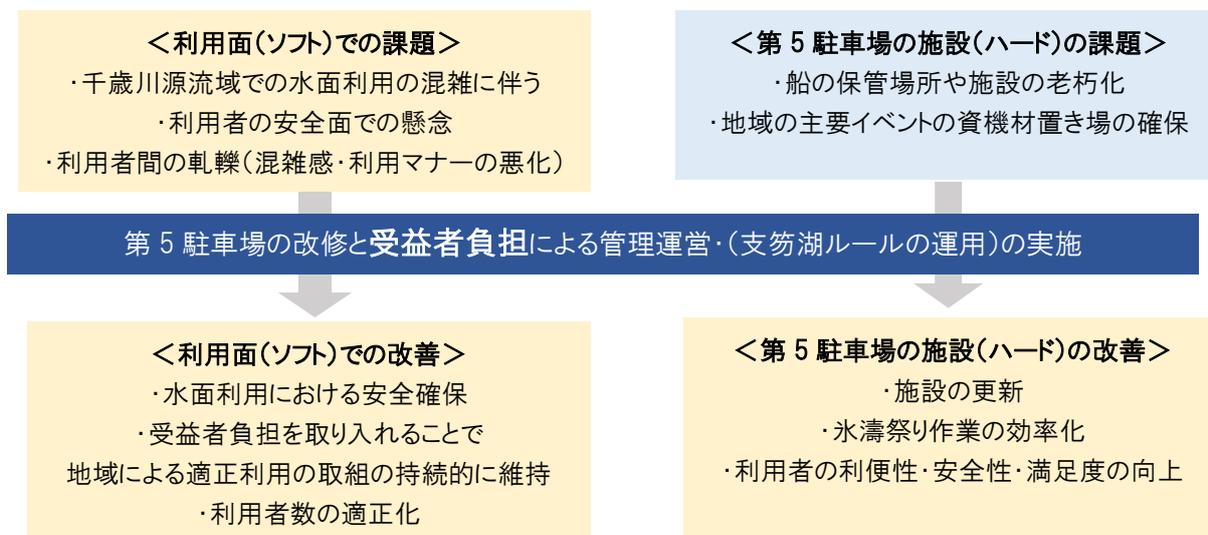
図-2 第5駐車場エリア

(令和2年度支笏洞爺国立公園支笏湖集団施設地区(第5駐車場エリア)基本設計業務基本設計説明書)

4-1. 受益者負担金による第5 駐車場エリア管理運営委託の条件整理

1) 第5 駐車場再整備・受益者負担金の導入の目的と背景

第5 駐車場エリアにおいては、ボート・カヌー等の水辺空間として利用の多様化や利用者の増加に加え、船の保管場所や祭り資機材の置き場の確保などの問題も生じており、施設が老朽化している中で利用の適正化や新たな利用形態への対応を含めた利用計画の見直しと施設の再整備が求められ、再整備の検討・設計が進められてきた。また、支笏湖全体の利用の適正化やその維持において、受益者負担を基盤とした地元による持続可能な管理運営体制を構築する運営拠点として位置付けている。



第5 駐車場エリアの受益者負担による管理運営における方針

- 駐車場料金および千歳川源流域からの水面利用などを機会に受益者負担金を徴取する。
- 受益者負担金の使途
 - ・ 第5 駐車場エリアの施設維持管理
 - ・ 支笏湖適正利用の取組 (支笏湖ルール)の運用)

2) 受益者負担の導入と管理者選定に関わる関連法令の整理

受益者負担による管理野導入に関わる関係法令

第5駐車場エリアは、国立公園の第2種特別地域にある支笏湖集団施設地区内に位置し、全域が環境省の所管地となるため、受益者負担を制限する法令・制度はない。

管理者の選定にかかる関係法令

第5駐車場エリアは、環境省所管地の園地の施設の維持管理と支笏湖利用の適正化（支笏湖ルール）の拠点として、受益者負担による管理の導入を検討している。特に、受益者負担を支笏湖の利用の適正化の活動（支笏湖ルールの運用など）に効率よく活用していくためには、地域が主体となった管理運営をすることが望ましいと考えられる。

運営事業者の選定の法令に基づき、地域の団体が主体となった管理運営体制の構築の可能性については以下のように整理できる。

●運営事業者の選定は原則公募

国有財産法に基づく財務省通知：「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準」（通称：蔵管1号）第3節使用許可第2相手方の選定（P.1503）によれば、公募になじまないと判断される場合を除き、公募により運営事業者を選定するものとする。

会計法に基づく契約行為としては、特定の団体が国と「管理委託契約」を締結して施設を管理する場合は原則は一般競争入札（又は公募）となる。

なお、収益の場所（例えば、料金所や物販スペース）は、別途使用許可が必要である。

●管理委託を特定の団体に指名する際の要件

会計法第29の3第4項に定められた随意契約のうち、公共調達¹の適正化について（H18.8.25財計第2017号）で競争性のない随意契約²によらざるを得ない場合のひとつとして『地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの』という定めがある。これにより、自治体と協定を締結することで、自治体との取り決めの中で特定の団体を指名することができるため、地域の団体に管理運営を委託することが可能である。

次年度以降は、運営事業者の選定において、公募とともに地元を主体とした運営事業者の指名が可能であることから、自治体・地域の団体を含めた第5駐車場エリアの運営についての検討や調整を進めていく必要がある。

3) 受益者負担導入時の条件・留意事項

受益者負担を新たに導入する際、留意すべき事項として、徴収原則として、

①支払い目的・対象・金額の明示

…徴収の目的や対象を明示し同意を得ること

②支払い能力と受益者範囲の公平性

…支払い意志があるかどうか、場所や時間によって徴収を免れる状況は利用者にとって不公平となるため公平な徴収の仕組みが必要

③徴収に関する経済効率性

…徴収にかかる費用が徴収額を上回らないようにすることが必要

④徴収金の使途の有効性の評価

…徴収金が目的に沿って使われその効果についての評価が必要

⑤地元住民・外国人・学生・ハンディキャップ者への配慮

…弱者に対する配慮、地元住民の地域や自然環境保全へ寄与を鑑みた異なる金額設定も社会全体の中での格差や所属の違いの考慮の余地あり

の5つが挙げられ、地域内外の合意形成を図る際の視点や、第5駐車場エリアでの受益者負担による管理運営を構築する際に、徴収する金額や徴収方法の検討にあたって留意していく必要がある。(平成28年度大雪山国立公園協働型管理体制検討業務報告書)

4) 第5駐車場エリアでの受益者負担金の考え方

第5駐車場エリアでの受益者負担金の徴収対象の考え方としては、利用形態により、入域料・利用料・寄付金(協力金)の3つの考えかがある(表-3)

第5駐車場エリアは、立ち入りエリアの物理的な境界はないことから「入域料」としての徴収は難しいと考えられる。また、第5駐車場エリアの施設の管理にかかる費用を受益者負担金によりねん出していくこととなるため、利用者の任意による支払金額での徴収で管理の収支の基盤を作ることは難しい。したがって、第5駐車場エリアの受益者負担の徴収対象としては「利用料」として、駐車場や、資材ヤード、親水ゾーンなど、特定の施設・エリアや利用形態に対する徴収とすることが望ましいと考えられる。

表-3 第5 駐車場エリアでの受益者負担金の徴収対象の整理
 (平成 28 年度大雪山国立公園協働型管理体制検討業務報告書)

| | |
|-----------------------|---|
| <p>①入域料</p> | <p>一定の地域や場所に有形・無形の利用を目的として立ち入る際に支払う代金。その地域に含まれる施設の利用料金が含まれる場合もある。立ち入ることによって得る便益(景色を見る・レクリエーション体験など)に対する対価なので立ち入る人は必ず支払う義務がある。 法的根拠と徴収の実効性を担保する物理的なゲート設置や人員配置を伴う必要がある。徴収の公平性の担保が必要だが、入域料徴収の経済効率(徴収コスト)や特定の利用者(社会的・経済的弱者)への配慮から、金額の設定、徴収期間に変化を持たせている場合がある。</p> <p>→第5 駐車場エリアに立ち入る個人</p> |
| <p>②利用料</p> | <p>入域料とは別で施設を利用する時に支払う代金。入域料と同様に利用料は施設等を利用して得る便益に対する対価のため、利用者は必ず支払う義務がある。駐車料金、展示施設料金など。法的根拠、徴収の実効性の担保などは入域料と同じ考え方。</p> <p>→親水ゾーン・木道・資材ヤード・駐車場など利用</p> |
| <p>③寄付金 (協力金)</p> | <p>利用者の善意による任意の支払い。支払いの有無、支払金額も任意。協力金の「目的の説明責任」「支払いの公平性(公平に徴収されているか、利用者が金額に満足を感じているか)」、および「使途実績の情報公開」などが必須。</p> <p>→第5 駐車場エリアに立ち入り、協力の意思がある者</p> |

4-2. 第5 駐車場エリアの管理運営費の整理

1) 管理の対象となる設置施設

第5 駐車場エリアの整備内容と利用形態

令和2年度支笏洞爺国立公園支笏湖集団施設地区(第5駐車場エリア)基本設計業務基本設計説明書によれば、当該エリアは、以下の7つにゾーニングされ、これまでの水辺利用に加え、さまざまな利用形態で当エリアを楽しめるよう設計されている。

表-4 第5駐車場エリアゾーニング

(令和2年度支笏洞爺国立公園支笏湖集団施設地区(第5駐車場エリア)基本設計業務基本設計説明書)

| | |
|-----------|---|
| ・多目的広場ゾーン | 開放的な野外レクリエーションの場、野外イベントの場として、新たな支笏湖の魅力づくりに活用する芝生の広場空間。イベント時には、臨時駐車場として活用する。 |
| ・駐車ゾーン | 利用の実情に見合った50台以下の駐車所を整備するゾーン。主に水辺に訪れる来園者の利用に配慮し、千歳川沿いに設定。 |
| ・緩衝緑地ゾーン | 人工(駐車ゾーン)と自然(河畔林)との間の緩衝帯となる緑のゾーン。人が利用しやすい開放的な緑地帯を形成する。 |
| ・親水ゾーン | 自然の川辺で水にふれ、楽しめるゾーン。 |
| ・係留ゾーン | 防災や安全管理用の船を係留する棧橋を整備するゾーン。 |
| ・眺望ゾーン | 棧橋のリニューアルに併せて、水辺を望むゾーンを設ける。 |
| ・ヤードゾーン | 仮設の資材置場等に使われてきた未利用地には資材ヤード、河川利用の管理に使用する河岸ヤードをそれぞれ配置する。 |

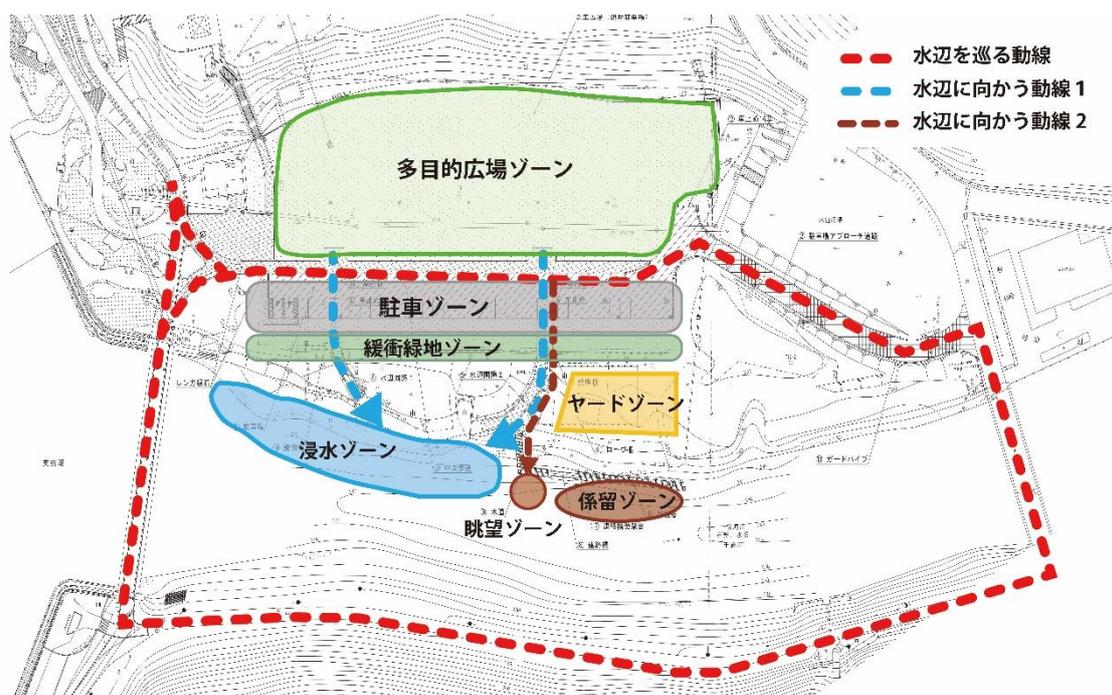


図-3 第5駐車場エリアゾーニング

設置施設の概要と受益者負担による管理の対象となる施設

第5駐車場エリアの再整備にあたり設置される施設ごとに、管理内容を整理した。設置施設に関する管理内容は、長期的な維持管理にかかる更新補修の計画や管理は環境省が行うが、短時日の維持管理は、管理者が巡視や観察など利用者が快適・清潔・安全に利用するための管理を行うとした場合、表-5の管理が見込まれている。

表-5 設置施設の概要と管理内容整理

| 設置施設 | 施設概要 | 管理内容 |
|-----------|---|--|
| 駐車場 | 身障者用駐車場や通路のエントランススペースを確保することによって、36台が駐車可能。 (多目的広場は、イベント時には臨時駐車場として活用。75台の駐車が可能。) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の開閉管理 (入退場の確認) ・ 清掃・破損確認 |
| 木道 | 河川にせり出す形で設置。幅員 1.8m。バリアフリー施設。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・破損確認 |
| 浮棧橋 | パイルガイド方式浮棧橋 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・破損確認 |
| サイン類 | エリア内の案内板/水辺利用のルールを示す説明板など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・破損確認 |
| 管理施設 | 車止め/ロープ柵/ガードパイプなど | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・破損確認 |
| 山線・湖畔驛の再現 | 駅銘標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・破損確認 |
| 排水設備 | 集水桝 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集水桝、排水溝の確保 |
| 河畔ヤード | 非動力船の仮置き場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・破損や異常確認 |
| 植栽・芝生 | 張芝 駐車場入り口・及びヤードゾーンの植栽。 浸水ゾーン付近の河畔林 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生育状況の確認 ・ 植栽の安全管理 (枝折れ等の撤去) ・ 芝生管理 |

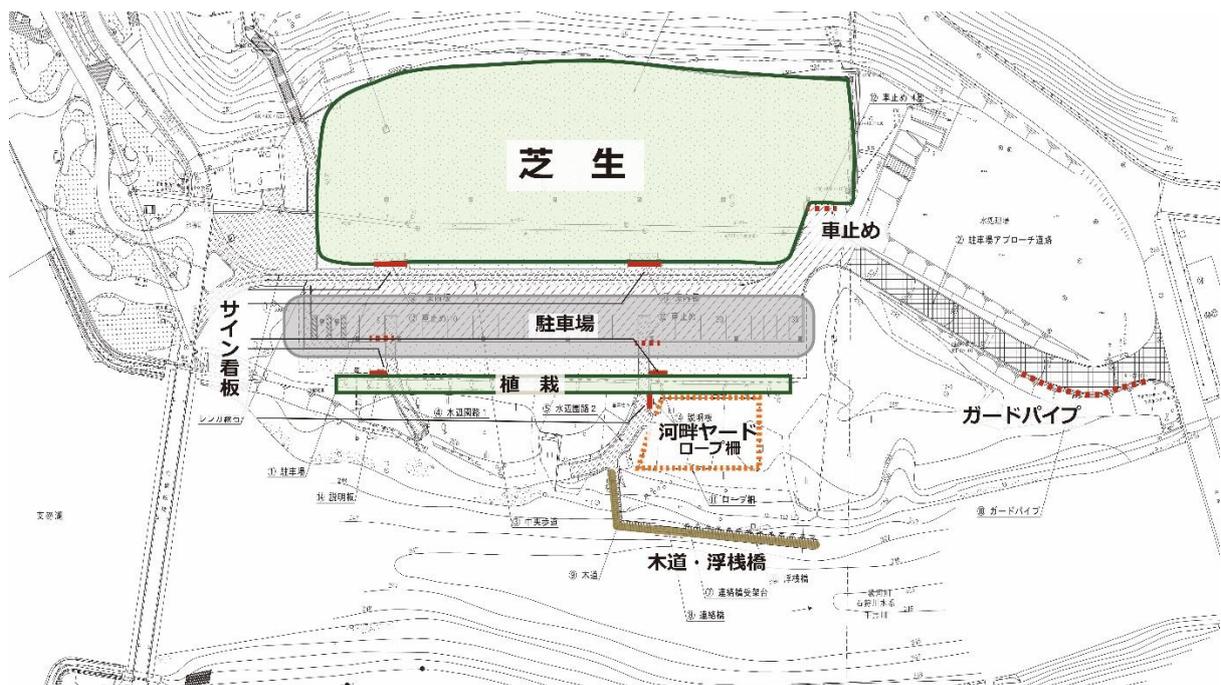


図-4 第5駐車場エリア基本設計施設配置

2) 支笏湖の適正利用（支笏湖ルール）の取組

今年度策定した支笏湖全域を対象とした支笏湖ルールは、支笏湖の各地域の条件や利用形態に即したルールの策定を前提として作られたものである。また、支笏湖ルールの実効性を高めるための組織体制の必要性や、利用者の動向や環境をモニタリングし、定期的にルールを見直していく重要性も勉強会で指摘された。

支笏湖の適正利用のための取組として考えられるものを表-6に挙げた。ただし、これらは、適正利用を進める運営体制や、受益者負担導入の進み具合により段階的・発展的に検討、進められていくものであり第5駐車場エリアの受益者負担の導入時に全て行うものではない。

表-6 支笏湖適正利用の取組(支笏湖ルール)にかかわる事業例

| 支笏湖適正利用の取組・運営 | 事業内容 | 内容 |
|---------------|------------------|---------------------------------|
| | 支笏湖ルール普及啓発活動費 | 支笏湖ルール普及資材作成 SNS等、普及のための情報発信 |
| | 支笏湖エリアパトロール | ルールの周知・啓発・環境美化 |
| | 利用者・環境モニタリング調査費 | 効果検証、環境への負荷等アンケート他調査の実施 |
| | 地域別ルールの検討(会議) | 会議運営 |
| | 安全にかかわるルールや仕組み検討 | 事例収集・会議運営など |
| | 定例会議運営費 | 会議運営 |

3) 第5駐車場エリア管理費用の整理

前項に挙げた設置施設の短時日の維持管理にかかる費用に加え、支笏湖ルールの運営拠点としての機能を含めた管理運営費用の費目を整理した。なお、第5駐車場エリアの設置施設については基本設計を元にしたものであり、駐車場ゲート（ゲートによる駐車場料金の自動徴収システム）の導入など今後の検討により変更する項目も含んでいる。

支笏湖適正利用の取組・支笏湖ルール運用についての事業内容については、勉強会で言及のあった項目を挙げた。

①第5駐車場エリア管理内容と管理固定費費目

| | 設置施設 | 管理内容 | 費目 |
|----------------------|-------------------------------------|--|--------------------------|
| 第5駐車場エリア施設維持管理費(固定費) | 駐車場・水辺 | ゲートの開閉管理（入退場の確認） 清掃・破損確認 受益者負担金の徴収 ※導入する場合 (駐車場・出艇する非動力船・利用者) | ・スタッフ人件費 ・駐車場ゲートのリース費 |
| | 木道 | 清掃・破損確認 | ・スタッフ人件費 |
| | 浮棧橋 | 清掃・破損確認 受益者負担金の徴収 ※導入する場合 (浮棧橋係留者) | |
| | サイン類 エリア内の案内板/水辺利用のルールを示す説明板など | 清掃・破損確認 | |
| | 管理施設 車止め/ロープ柵/ガードパイプなど | 清掃・破損確認 | |
| | 山線・湖畔驛の再現 駅銘標 | 清掃・破損確認 | |
| | 排水設備 集水桝 | 集水桝、排水溝の確保 | |
| | 河畔ヤード | 清掃・破損や異常確認 受益者負担金の徴収 ※導入する場合 | |
| 植栽・芝生 | 生育状況の確認 植栽の安全管理(枝折れ等の撤去) 芝生管理 | ・芝刈り外注費 ・スタッフ人件費 | |

②支笏湖適正利用の取組

※第5駐車場エリアの受益者負担の導入時に全て行うものではない。

| 支笏湖適正利用の取組・支笏湖ルール運用 | 事業内容 | 内容 | 支笏湖ルール運営人件費 |
|---------------------|------------------|----------------------|-----------------------|
| | 支笏湖ルール普及啓発活動費 | 支笏湖ルール普及資材作成 情報発信 | 企画・デザイン・印刷費 SNS等運用 |
| | 支笏湖エリアパトロール | 支笏湖エリアパトロール 環境美化 | スタッフ人件費 |
| | 利用者・環境モニタリング調査費 | 調査 アンケート他調査の実施 | スタッフ人件費 |
| | 地域別ルールの検討(会議) | 会議運営 | 会場費・印刷費 |
| | 安全にかかわるルールや仕組み検討 | 事例収集・会議運営 | 会場費・印刷費 |
| | 定例会議運営費 | 会議運営 | 会場費・印刷費 |
| | 管理運営人件費 | 支笏湖ルール運営にかかる 事務管費 | 人件費 |

4) 第5 駐車場エリア管理にかかる費用の検討

第5 駐車場エリアの管理運営にかかる費用概算については、今後の運用の検討やデータ収集をいながら試算を進めていく。表-7 に検討項目を挙げた。

支出における検討項目では、現在、設置している駐車場ゲートシステム（リース）は活用するかどうかによって駐車場料金の徴収のためのコストに影響する。また、4-13)) 受益者負担導入時の条件・留意事項で示した、徴収の目的を定めつつ徴収のシステムによって、徴取のための費用が変わってくる。

徴収（収入）についても、どのような利用について受益者負担を求めるかにより徴収金額は変わってくる。

表-7 第5 駐車場エリアの管理運営にかかる検討項目

| 支出における検討項目 | 徴収金額設定・収入における検討項目 |
|--|--|
| ① 駐車場ゲートシステムの取り扱い | ① 第5 駐車場エリアの利用者人数の見込み |
| ② 受益者負担金の徴収名目・徴収システム (事前予約や支払いの流れ等) | ② 徴収名目の検討 (駐車場料金・非動力船出艇料・河畔ヤードレンタル 費に加えて、徴収の可能性・アイデアの検討) |
| ③ 支笏湖適正利用のための取組の事業計画 | ③ 徴収金額の設定 |
| | ④ 芝生エリア活用のための条件整理 |

まず、現段階で上記の検討事項があることを念頭に置いたうえで、施設管理にかかる支出の概算は以下の通りである。4～11 月（240 日）を水辺利用時期とした場合、芝刈り外注費、受益者負担の徴収、施設の維持管理にかかる人件費、第5 駐車場エリア管理経費及び適正利用運営費の3 つの費目について、駐車場料金の自動徴収システムの導入の有無によって算出した（表-7）。

1 年間に駐車場料金自動徴収システムを入れた場合の施設の維持管理にかかる費用はおおよそ950 万円の試算となった。

表-8 施設維持管理にかかる支出概算

| 費目 | 駐車場料金自動 徴収システム有 | 駐車場料金自動 徴収システムなし スタッフによる徴収 | 備考 |
|-----------------------------|--------------------|----------------------------------|---|
| | 金額 | 金額 | |
| 駐車場ゲートリース料 | 1,400,000 | — | 現在のゲートシステムで積算 |
| 芝刈り外注費 | 900,000 | 900,000 | 草刈り:面積×単価×経費×税=約 6000 ㎡×15.5 円×1.80×1.10≒18 万円/回 年間:18 万円/回×5 回/年=90 万円 |
| 受益者負担の徴取および施設維持管理 人件費 | 4,800,000 | 7,200,000 | 〈オープン期間〉 4～11 月(稼働日数 240 日) 人件費@1 万円/日(交通費込み) 〈1 日人員配置〉 自動料金なし→3 人 自動料金あり→2 人 駐車場…1 人 受益者負担…1.5 人 管理…0.5 人 |
| 第 5 駐車場エリア管理経 費及び適正利用運営費 | 2,400,000 | 2,400,000 | 1 人 12 カ月 16 万円/月 (第 5 駐車場管理経費込み) |
| 合計 | 9,500,000 | 10,500,000 | |

次に、受益者負担金による収入の概算を表 - 9 に示す。

駐車場料金・非動力船への出艇料・資材ヤードレンタル料の 3 つの受益者負担による収入を、仮の徴収料金を設定し、4～11 月の稼働日数を 150 日として計算した。

駐車場は 1 日 0.5 回転、非動力船出艇料については 20 艇を想定。非動力船の 20 艇については、本事業での一般利用者へのアンケート実施時、8 月の好天時土曜日の実績として 19 の回答があったこと、回答者以上の利用者及びカヌーSUP 事業者による団体利用もあったことから 20 艇として計算すると年間 1110 万円の収入が見込める試算となった。

表-9 受益者負担金の徴取による収入概算

※単価は、今後の検討項目、数量については関しては仮として設定内容を備考に記載

| 費目 | 単価 | 数量 | 合計 | 備考 |
|------------|--------|-------|------------|---------------------------------------|
| 駐車場料金 | 1,000 | 2,700 | 2,700,000 | 4～11 月 8 か月(稼働 150 日)36 台 0.5 回転/日 |
| 非動力船出艇料 | 2,000 | 3,000 | 6,000,000 | 20 艇/日 (稼働 150 日) |
| 河畔ヤードレンタル料 | 20,000 | 120 | 2,400,000 | 1 区画@20,000/月 |
| 浮棧橋係留料 | 5,000 | 48 | 480,000 | 5,000 円/月(4 事業者) |
| 合計 | | | 11,340,000 | |

記の概算①に加えて、収入に関しては芝生エリアの活用による受益者負担金の徴取の可能性を検討していく必要がある。

芝生エリアでの活用の条件を検討しながら、千歳川源流部の利用者以外にもこのエリアを楽しむ機会を創出する活動を取り入れることで受益者負担徴取の幅を広げ、前項に挙げた「2) 支笏湖の適正利用（支笏湖ルール^{の運用}）の取組み」の事業計画を発展的に立ていくことで、受益者負担による第5 駐車場エリアの管理運営と支笏湖適正利用の運営拠点としての持続可能な体制を構築していく。

表-10 芝生エリアの活用による受益者負担の例

| 活用例 | 金額 | 備考 |
|--|-----------|----------------------------------|
| 芝生エリアでのイベント開催 SUP/カヌー安全講習会 支笏湖夏祭り など | 600,000 | 1 イベントでの収益@200,000 2~3 回/年 |
| デイキャンプエリア利用料* タープ・テントの使用を許可した、 プライベートスペースの貸し出し | 480,000 | テント・タープ設置@1500 各週末 12 日 20 張分 |
| ライフジャケットレンタル料** | 750,000 | 500 円/着 1 日 10 着 150 日 |
| 合計 | 1,830,000 | |

※デイキャンプ利用料を導入した場合、トイレ清掃・水道代が生じる可能性がある。

※※ライフジャケットレンタルを導入した場合、別途ライフジャケットの購入・更新・保管の費用が掛かる。

4-3.受益者負担金徴収モデル構築のための検討項目

1) 第5駐車場エリア一般利用者アンケート

アンケート実施概要

■目的

第5駐車場及び千歳川上流部の利用者を対象とした受益者負担による管理運営において、その影響が大きいと考えられる、水面利用のメインとなっているSUP (Stand Up Puddle) カヌー・カヤックの一般利用者へ利用者の属性や利用動態、受益者負担による管理運営のための料金徴収についての印象を聞いた。

■アンケート実施日

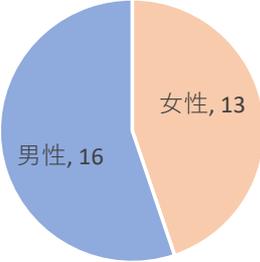
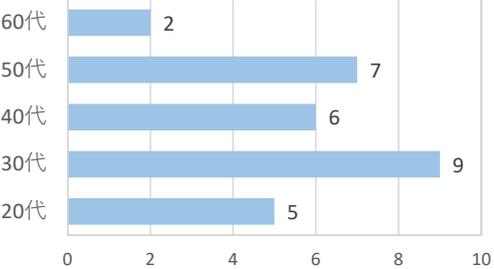
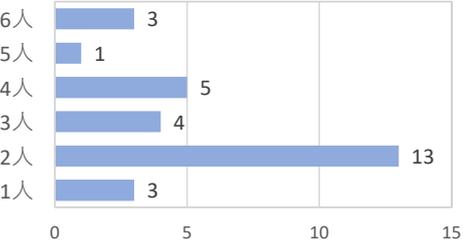
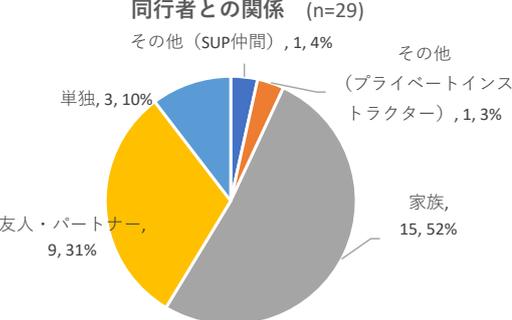
| | |
|------|--|
| 実施日 | 1回目:2021年8月28日(土) 2回目:2021年9月11日(土) |
| 回収数 | 29件(内訳:8/28 18件、9/11 11件) |
| 調査方法 | アンケート調査票に回答者自身が記入。 調査員による対面でのアンケート協力依頼。 |

■アンケート設問

| |
|---|
| 1. 支笏湖の利用について |
| 1-1 今日は何を目的にこの桟橋付近に来られましたか。(複数回答) |
| 1-2 1-1の目的で支笏湖を利用する回数・頻度を教えてください。 |
| 1-3 1-1の目的で支笏湖以外の湖や川を利用しますか? |
| 1-4 「1-3 利用する」と答えた方へ 支笏湖以外でよく利用する湖や川を教えてください。 |
| 1-5 支笏湖に来る前に湖の状況など情報収集や安全の確認をしますか? |
| 1-6 「1-5 確認する」と答えた方へ確認する内容と情報収集の方法を教えてください。(複数回答) |
| 2. 支笏湖の利用ルールについて |
| 2-1 支笏湖温泉街周辺の水面利用について、「ローカルルール」があるのをご存知でしたか? |
| 2-2 2-1 ローカルルールを知っていた方へ。どこで知りましたか? |
| 2-3 支笏湖の利用で危険と感じたことがありますか?あればその内容を教えてください。 |
| 2-4 支笏湖の利用で不便と感じたことがありますか?あれば、その内容を教えてください。 |
| 3.第5駐車場エリア(千歳川源流部の桟橋・川岸・駐車場など)の有料化について |
| 3-1 これまで、第5駐車場は駐車料金¥500で運用されてきました、今後、この第5駐車場エリアにおいて、千歳川源流部の桟橋や川岸の利用などが有料(駐車料金に桟橋や川岸の利用料などプラスするイメージ)になるとしたら、利用頻度はこれまでと変わりますか。(選択式) ※料金は、駐車場やトイレ、桟橋の維持管理等、利用者の利便性向上や環境保全に使用されることを想定。 |
| 3-2「3-1 金額が許容できれば利用すると思う」と回答した方へ。桟橋や川岸の利用料などを含め、許容できる金額について教えてください。(選択式) |
| 4. あなたについて教えてください |
| 4-1 性別 4-3 年代 4-4 居住地域(市町村) 4-5 同行人数 4-6 同行者との関係 |

■ アンケート結果

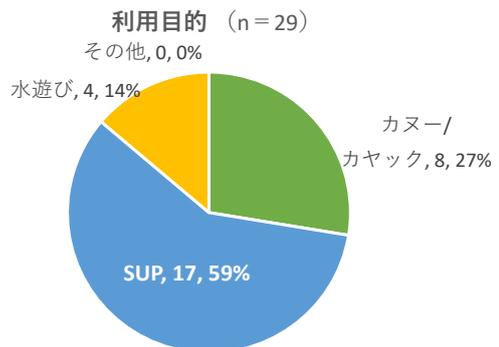
1. 回答者について

| 回答数 | 29 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---|----|----|----|----|-----|----|-----|---|-----|---|-----|---|------|---|----------|---|-----|---|----|----|
| 属性 | <p>回答者は男性がやや多かった。回答者の年代は 30 代が最も多かったが、20 代から 50 代まで幅広い年代からの回答があった。</p> <p>回答者性別 (n=29)</p>  <p>回答者の年代 (n=29)</p>  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住地 | <p>回答者の居住地は札幌からが最も多く 18 人。</p> <p>千歳市と苫小牧市からは札幌市の約 5 分の 1 だった。室蘭市、小樽市、石狩市、由仁町からもそれぞれ 1 名だった。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人数</th> <th>地域</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌市</td> <td>18</td> <td>小樽市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>千歳市</td> <td>4</td> <td>石狩市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>苫小牧市</td> <td>3</td> <td>由仁町(外国人)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>室蘭市</td> <td>1</td> <td>総計</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 人数 | 地域 | 人数 | 札幌市 | 18 | 小樽市 | 1 | 千歳市 | 4 | 石狩市 | 1 | 苫小牧市 | 3 | 由仁町(外国人) | 1 | 室蘭市 | 1 | 総計 | 29 |
| 地域 | 人数 | 地域 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 札幌市 | 18 | 小樽市 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 千歳市 | 4 | 石狩市 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 苫小牧市 | 3 | 由仁町(外国人) | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 室蘭市 | 1 | 総計 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同行者人数 | <p>同行者人数は 2 名が最も多く 13 名だった。一人での訪問は 3 人、4 人以上は 4 名、6 名以上での訪問は 3 名いた。</p> <p>回答者の同行者数を合わせると調査時に少なくとも 8/28 には 57 名、9/11 には 27 名の利用者が利用していた。</p> | <p>同行者人数 (n=29)</p>  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同行者との関係 | <p>同行者との関係は、約半数が家族との利用だった。次いで友人・パートナー。一人での来訪以外では、SUP 仲間や SUP のプライベートインストラクターと来たとの回答があった。</p> <p>(SUP 仲間と回答したグループの動向者は 6 人、プライベートインストラクターと回答したグループの同行者は 3 人だった)</p> <p>同行者との関係 (n=29)</p>  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 利用形態について

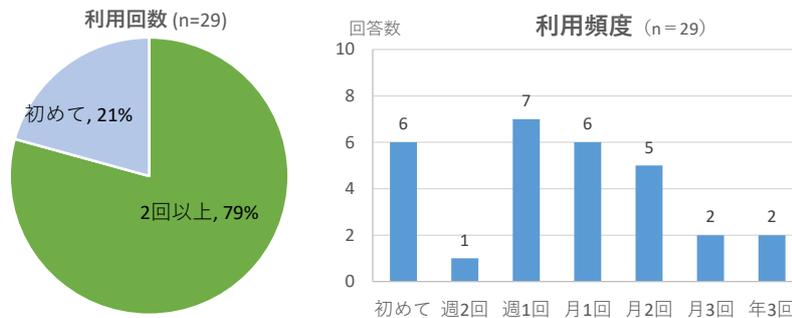
設問 1-1 今日は何を目的にこの棧橋付近に来られましたか。(複数回答可)

利用目的で最も多かったのは、SUPで59% (17回答)、次いでカヌー・カヤック27% (8回答)、水遊び14% (4回答) だった。



設問 1-2 1-1の目的で支笏湖を利用する回数・頻度を教えてください。

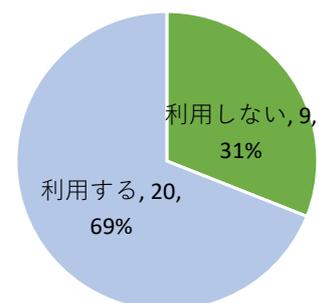
回答者の中で、千歳川源流域の利用が初めてだったのは約20%、2回目以上のリピーターが約80%だった。利用が2回目以上のリピーターの利用頻度を聞いてみると週1回利用しているという回答が最も多く、月1回、月2回もそれぞれ回答数は5以上となっている。



設問 1-3.1-1の目的で支笏湖以外の湖や川を利用しますか？

同じ利用目的での支笏湖以外での湖川をすると答えたのは約70%だった。回答者の約30%はほかの湖や川で利用しないと答えた。

千歳川源流部以外の利用の有無 (n=29)



設問 1-4.「1-3 利用する」と答えた方へ 支笏湖以外でよく利用する湖や川を教えてください。

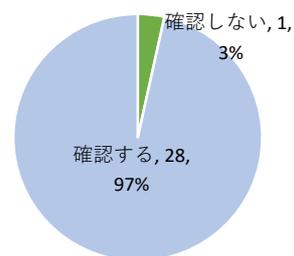
支笏湖以外に利用する場所は、洞爺湖が最も多く洞爺湖との利用者層が重なっていることが分かる。その他、積丹・蘭島・札幌市内、ポロピナイ・モラップ・千歳川などいずれも近隣の利用が多かった。

- 洞爺湖 (滝ノ上キャンプ場含む) (7)
- 積丹 (2)・蘭島
- 札幌市内 (2) (豊平川・発寒川)
- ポロピナイ (2)・モラップ・千歳川 (2)
- ニセコ・落合ダム (赤井川村)・富良野・屈斜路湖
- その他 (海)

設問 1-5.支笏湖に来る前に湖の状況など情報収集や安全の確認をしますか？

訪問前に支笏湖についての情報を確認すると答えたのは 97%とほとんどの来訪者が来訪前に情報を確認していた。

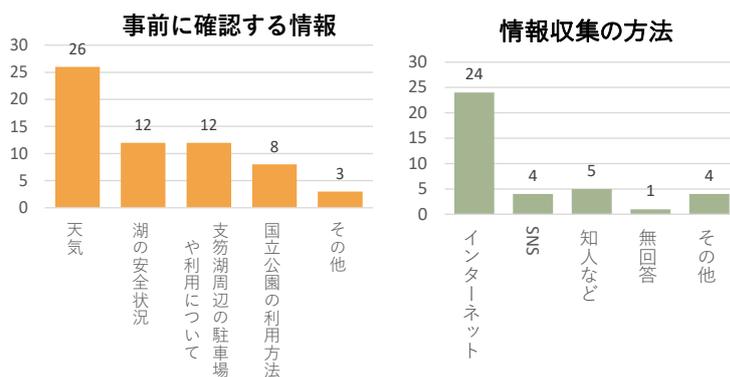
訪問前の安全確認 (N = 29)



設問 1-6.「1-5 確認する」と答えた方へ。

確認する内容と情報収集の方法を教えてください。(複数回答)

確認する情報は最も多いのが、天気だった。その他湖の安全状況、駐車場の状況を確認した回答が同数、国立公園の利用方法について確認した回答もあった。その他の回答には「深さ・混み具合・風の強さ」など、湖のより詳細な情報を得ようとしていた。情報収集に使うのは、インターネットの利用が多かった。その他 SNS、知人の回答があったが、その他の情報収集方法として、アプリ (Windy.com) やライブカメラを確認している回答者もいた。



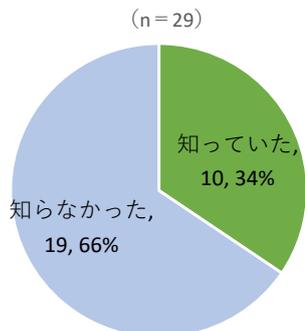
2. 支笏湖の利用ルールについて

設問 2-1.支笏湖温泉街周辺の水面利用について、「ローカルルール」があるのをご存知でしたか？

設問 2-2.ローカルルールを知っていた方へ。どこで知りましたか？

ローカルルールを知っていたと回答したのは、34%だった。ローカルルールを知った場所は、パンフレットが最も多かった。

ローカルルールを知っていたか



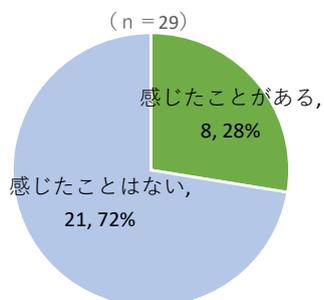
<ローカルルールを知った場所 (複数回答)>

- **パンフレット (5)**
—ビジターセンター 3・休暇村
- **インターネット (2)**
—ビジターセンター
- **その他 (5)**
—知人・ポロピナイ立て看板・看板・ガイドが注意していた

設問 2-3.支笏湖の利用で危険と感じたことがありますか？あればその内容を教えてください。

支笏湖で危険を感じたことがあるという回答者は 28%、約 70%は危険を感じたことがないと回答した。どんな時に危険を感じたのかを聞くと、深さに危険を感じたほか、危険行為の石切り、天候に関係した波が高く落ちた時、風や波、天候の急変のほか、川底の藻のという回答があった。

利用中に危険を感じたことがあるか



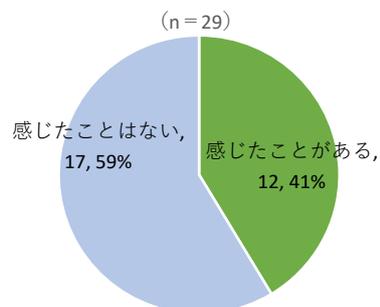
<危険を感じたこと（複数回答）>

- 深さ（2）
- 子どもが藻を嫌がる（足に絡まる）
- 石切り（石投げ）をしていた
- 波が高く落ちた時
- 風や波
- 天候の急変

設問 2-4.支笏湖の利用で不便と感じたことがありますか？あれば、その内容を教えてください。

利用中に不便を「感じたことがない」と答えたのは約 60%、「感じたことがある」をやや上回った。不便に感じたことの内容は、今年度実施した第 5 駐車場の利用中止についてがほとんどだったが、混雑や混雑による環境への負荷、利用者のマナーについての回答もあった。また、一般利用と事業者によるカヌーや SUP ツアーの軋轢についても複数の指摘があった。

利用中に不便を感じたことがあるか



<不便に感じたこと回答内容>

- **第 5 駐車場が使えないこと(14)**
- **混雑について（2）**
 一人気で人が集中している。
 ーキャンプ場からも入れるが有料、土日は混むので使いにくい。
- **環境の影響への心配（2）**
 一人が増えて、環境への影響が心配。
 ー最近人が増えてきて環境等が心配"
- **利用者のマナーについて（2）**
 ーポロピナイも含めてタープや火の使用などルールをもっと厳しくした方が良い。
 ーポロピナイでタープや火を使う人が気になる。看板（利用ルールについて）が小さい。
- **一般利用とガイドツアー利用についての意見（3）**
 ー子どもの前で、SUP を少し置いただけでガイドに大声で注意され、楽しい雰囲気が壊れてしまった。
 長く置いているわけでもない。
 ー川岸に SUP を置くことができない。地元のツアー業者だけ置けるのはおかしいのではないかと。国立公園の利用は一般利用客も平等にできると思う。
 ー一般利用者とガイド（ツアー）の出廷場所を分けたほうがいいのではないかと。
- **その他**
 ー札幌市の人トイレなど使って千歳市の税金で整備するなら使う人から取ったほうが良い。
 ーコンビニが欲しい

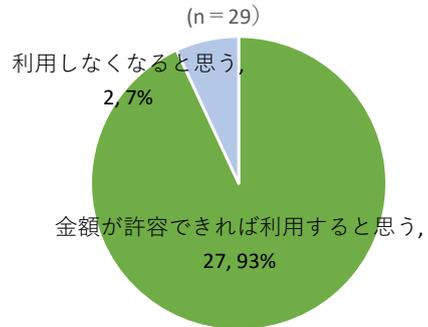
3.第5 駐車場エリア（千歳川源流部の棧橋・川岸・駐車場など）の有料化について

設問 3-1.これまで、第5 駐車場は駐車料金¥500 で運用されてきました、今後、この第5 駐車場エリアにおいて、千歳川源流部の棧橋や川岸の利用などが有料(駐車料金に棧橋や川岸の利用料などプラスするイメージ)になるとしたら、利用頻度はこれまでと変わりますか。

※料金は、駐車場やトイレ、棧橋の維持管理等、利用者の利便性向上や環境保全に使用されることを想定。

第5 駐車場の有料化について、有料化の理由や目的を説明せずに、有料化について許容できるか否かを聞いたところ、90%以上が「金額が許容できれば利用すると思う」と答えた。

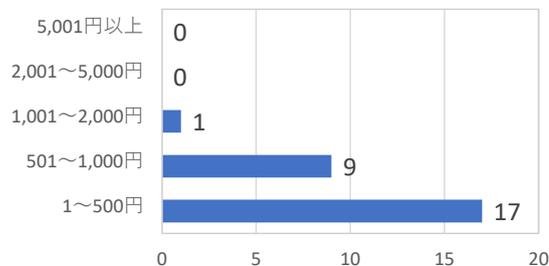
第5駐車場有料化による利用意向



3-2.「3-1 金額が許容できれば利用すると思う」と回答した方へ。棧橋や川岸の利用料などを含め、許容できる金額について教えてください。

許容できる料金の価格帯を尋ねたところ、17 回答が 500 円以内が許容できると答えた。501～1000 円でも許容できると回答したのは、17 回答中 9 で約 30%だった。1001～2000 円でも許容できると答えた回答者もいた。

許容できる料金の価格帯 (n=27)



2) 関係者ヒアリングの実施

ヒアリングの目的

第 5 駐車場整備については支笏湖ローカルルール運用拠点としての活用を目的としている。今年度の支笏湖ルールの検討過程においては、地域が主体となってローカルルールの内容を検討し、第 3 回勉強会においては以下の 2 点の発言・確認があった。

- 今年度決定した「支笏湖ルール」は地域が主体となった運用が望ましい。
- 「支笏湖ルール」の運用にかかる費用の財源の一つとして第 5 駐車場の管理運営を含めた可能性を一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会で検討する意向。

これをふまえ、地域主体での支笏湖ローカルルールの運用を前提とした、ローカルルールの運用と第 5 駐車場の管理運営を一元化した運営体制を検討するため、一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会へのヒアリングを行った。

ただし、第 5 駐車場の管理運営については、一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会以外が選定される可能性もあり、支笏湖ローカルルールの運営団体と第 5 駐車場の管理運営主体が別になるなど様々な状況を想定しながら、管理運営方針を検討していく必要がある。ヒアリングでは、第 5 駐車場の管理運営の可能性のある団体に、第 5 駐車場の整備方針を示しながら、関係団体の意向や懸念点を聞いた。

ヒアリング実施先

- ①一般社団法人支笏湖国立公園運営協議会
- ②一般社団法人千歳観光連盟
- ③一般財団法人公園財団
- ④千歳市

ヒアリングの主な内容

| | |
|----------------------------|---|
| 一般社団法人 支笏湖国立公園運営協議会 | <ul style="list-style-type: none">● 受益者負担による第 5 駐車場の管理運営と支笏湖ルールの運用一元化への意向● 管理運営を担うための検討内容や検討・協議等、今後の進め方についての意見や要望 |
| 一般社団法人千歳観光連盟 一般財団法人公園財団 | <ul style="list-style-type: none">● 第 5 駐車場の管理運営について運営アドバイス● 第 5 駐車場エリアの管理運営の公募の場合 ①懸念点 ②検討事項 ③条件 等● (公園財団)施設管理において、第 5 駐車場運営者との連携についての要望など |
| 千歳市 | <ul style="list-style-type: none">● 第 5 駐車場の支笏湖ルール運営拠点としての活用について● 第 5 駐車場の管理運営における地域との連携について |

ヒアリング結果

| | | | |
|-------------|---|------|---------------------------|
| ヒアリング 対象 | 一般社団法人支笏湖国立公園運営協議会 佐々木理事長 白石事務局長 川崎理事 小林理事 | 実施日時 | 2022年2月17日金 9:30～12:00 |
| 聴取者 | 北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所 田島国立公園管理官 ライブ環境計画：川口・井部 | | |
| ヒアリング 要旨 | <p>〈運営協議会の運営状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の運営は会費（年70万程度）によってされている。第5駐車場エリアの管理のためのスタッフを雇用するための資金的、人的な資源がないのが実情のため、事業の立ち上がりの時に人件費などを一旦、立替するようなことは難しい。また、コロナ禍の中、利用者が減った時の補填などがあるかどうか、資金的な不安が最も大きい。 協議会の会員は水辺利用に関わる人ばかりでないため、協議会内で資金的なリスクを許容してまで手を上げるといった状況にはならない。 スタッフ雇用にしても立地や交通の面からも人材の確保も難しいことも予想される。 <p>〈第5駐車場エリアの管理経費・費用の算出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5駐車場の管理運営で受益者負担金の中で賄う維持管理の内容を明らかにし、人件費を含め経費がどのくらいかかるか算出できる資料が欲しい。 <p>〈受益者負担金を徴取する機会や金額設定について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担として徴取する対象として、駐車場の台数が限られているため限界があると感じている。駐車場料金の金額設定や、エリア内で実施する付加価値をつけた自主事業による徴取の機会や金額を上げることを検討できるのか、またその時にやってはいけないこと、許容されることなどの条件を示してほしい。 実際にこのエリアを利用している利用者人数の実態や見込みのデータが不足していて欲しい。 他地域の事例などもあれば知りたい。 <p>〈受益者負担金による管理運営の仕組みの導入について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金を徴取するということが受け入れられるかが心配。 ビレッジ構想でも受益者負担を考えているようなので、利用者にとっては2重になってしまう、許容されるかが懸念される。 協力金など利用者の任意で支払うというものは不満や徴取できない状況にあると思う。受益者負担金を平等に聴取する仕組みが必要だと思う。 管理する側からすると、第5駐車場エリアだけが利用料金によって利用しづらく | | |

なるとほかのエリアに人が動く。ポロピナイやキャンプ場にも影響があるだろう。非動力船利用についての受益者負担金の徴収をするときは、できれば支笏湖統一のシステム・金額を考え、時期もそろえてほしい。

- ・ 支笏湖ルールや受益者負担金についての利用者の意向などの調査データがない。

〈氷濤祭りとの関係について〉

- ・ 氷濤祭りの会場となっているため、管理運営の期間や氷濤祭りとの調整なども決めなくてはいけない。現在氷濤祭りは一時期を千歳市が借りている。
- ・ 協議会が管理運営を任された時に氷濤祭りの運営や千歳市との調整が必要になるのではないか。
- ・ 氷濤祭り後は雪を早く溶かすために地面からはがしているが芝生になることで芝生へのダメージや、雪をはがすことで雪が長く残ることを懸念している。オープン時期が遅れば、その分収益も減るのではないか。

〈支笏湖ルールとの連携〉

- ・ 千歳市のビレッジ構想との連携が必要だと思うので千歳市を含めた調整をすることを希望する。

〈支笏湖ルールについての希望や展望〉

- ・ 支笏湖ルールは、受益者負担金を適切に運用して利用者が平等に快適に利用することで、また来たい思える地域にするブランディングが目的でそれを伝えていくことが大切なのだと思う。
- ・ 第5駐車場エリア管理を受託するかどうかと、支笏湖ルールの発行元となることについては別に考え、令和元年度に発行したように支笏湖ルールを地域が発信するルールとして運協議会が行っていくことについては前向きに考えたい。そのためにルールの内容や意図について理事や地元の人たちに説明する機会を作ることが必要だと考えている。

- 管理運営を担えるかどうかを検討するために、管理運営にかかる経費や収益の見込みを計算するための第5駐車場エリアの利用状況などのデータが欲しい。
- 第5駐車場エリアでの受益者負担金の徴収や付加価値を付けた収益事業など何ができるか、できないかなど条件があれば知りたい。
- ビレッジ構想や氷濤祭りの運営との連携が欠かせない。千歳市との連携を大切にしたい。

| | | | |
|-------------|--|------|----------------------------|
| ヒアリング 対象 | 一般財団法人公園財団 木林 所長 佐々木氏 | 実施日時 | 2022年2月17日金 13:00~14:00 |
| 聴取者 | 北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所 田島国立公園管理官 ライヴ環境計画：川口・井部 | | |
| ヒアリング 要旨 | <p><現在の第5駐車場の運営状況について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のゲートのシステムは料金をその場で支払う仕組みではなく、チケットを挿入してゲートが開く仕組みである。第1駐車場の入り口で料金を支払い、チケットを渡して第5駐車場のゲートを開けるか、スタッフがゲートまで行って開けている。第1～4駐車場と異なる料金や仕組みになる場合、第5駐車場の料金徴収のために新たに人がどうしても張り付かなければいけないシステム。 ・ ゲートのリース料は年140万円である。 ・ 駐車場の管理は、主に芝生の草刈りと清掃、排水溝のつまりの除去（落葉などの清掃）は年に何回（秋は頻度高く）実施。 ・ 芝生を臨時駐車場として利用する場合は、駐車スペースの目印がないため、誘導スタッフをさらに配置する必要がある。 ・ 現在は、第5駐車場もその他の駐車場と同じ料金で一度払えば出入り自由なので、昼食のために、第1～4駐車場へ移動を希望する人もいて対応している。 ・ 身体障害者や施設などからの第5駐車場の利用の希望があれば、個別に対応しスタッフがゲートを開けている。 ・ 今年度、第5駐車場を閉めたが、利用できるかどうかの問い合わせはあったが、水辺利用者が減った感じはしていない。利用者にとっては徒歩でアクセス可能で路上駐車しなくて済むため他の場所に行くことがないのではないかと。 <p><第5駐車場エリアの利用状況について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千歳川上流域で事故等の発生や安全面での懸念は感じたことはない。 ・ 今後駐車場の台数は37台になったと聞いたが、SUPやカヌーを利用者はとても多く、その台数で利用者をどのようにさばっていくかの方が心配。 ・ 早朝など、オープン前から入っているSUPカヌーも多く、グリーンシーズンの休日は20台くらいはあると思う。 ・ リピーターも多い。 <p><第5駐車場エリア、水辺利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SUPカヌーの置き場での軋轢を聞くことが多い。滞在時間も長くなるため、駐車スペースの使い方、利用者の待機場所など、水辺の利用の仕方のルールはしっかりしておくとういと思う。 | | |

<施設管理についての注意事項>

- ・ 水辺利用者が砂を落とすためにトイレの洗面を使うのだが、砂で詰まることがある。着替えて長い時間を占有することがある。

<管理運営の新たな仕組みの導入についての懸念>

- ・ 第5駐車場の利用についての問い合わせなど全て財団に来るので、新しいシステムが導入する時は問い合わせが増える、と思っている。
- ・ 駐車場スタッフにも説明が必要なので、分かりやすい説明資料などは用意してほしい。

- 第5駐車場エリアの利用者数は多く早朝などの時間帯から利用がある。収益が上がらないという心配よりも人が多くオペレーションの大変さが予測される。
- 現在の財団の体制では、ほかの駐車場とは異なる料金や、水辺利用者からの受益者負担金の徴収などが加われる場合は、新たに受けることは難しい。
- 第5駐車場エリアでの受益者負担の仕組みが導入された時の問い合わせが増えることが予想される。

| | | | |
|---------------------|---|-------------|-----------------------------|
| <p>ヒアリング 対象</p> | <p>一般社団法人 千歳観光連盟 観光部地域連携課 堤 貴史 課長</p> | <p>実施日時</p> | <p>3月9日 10:00～11:30</p> |
| <p>聴取者</p> | <p>北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所 田島国立公園管理官 ライブ環境計画：川口</p> | | |
| <p>ヒアリング 要旨</p> | <p><支笏湖ルールについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5駐車場エリアは支笏湖ルールの運用拠点となるとのことだが、ビレッジ構想との連携や関連がどのようになるのか。 ・ 支笏湖ルールは法律で規制できない部分を地域が利用者をお願いしていくものだと考えており、普及の協力をしていきたいと考えている。 <p><第5駐車場エリアの管理運営への懸念事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 35台の駐車料金として考えると千歳市内の事務所からの距離や、人件費や管理費の経費が見合わないと考えている。 ・ 駐車料金以外で受益者負担金の徴収は、平等に取らなければならないが、営業時間外の利用をどう管理するか、第5駐車場以外からの徒歩でのアクセスの人に対しての徴収するとなるとそれだけ配置するスタッフも多くなるだろう。 ・ 駐車場料金だけではなく、徴収金の対象の設定や金額など洞爺湖などの事例も参考にしたい。 <p><第5駐車場の受益者負担による管理運営の仕組みの導入について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5駐車場の利用に受益者負担金がかかるようになると、ポロピナイや美笛のボートハウスなど、管理ができない場所への人の集中が懸念される。美笛キャンプ場はゲートがあるので人数のハンドリングができていますが、支笏湖全体で考え、第5駐車場エリアの受益者負担金導入の影響が出る地域にはサポートが必要ではないか。 ・ 今年度、第5駐車場を閉じたり勉強会などを実施していて地域外の人たちも、第5駐車場エリアの利用形態の変化は気になっていると思う。 ・ 特に前年度、アンケートに協力してくれた事業者からの問い合わせも数件うけている。グリーンシーズン前に支笏湖ルールの内容や第5駐車場エリアについての情報提供は必要だと思う。 ・ 支笏湖ルールは地元で作っていくものであるが、外部の利用者も一緒に考える機会を作り、協力し合っていくような姿勢を見せることも重要だと思う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状では管理運営を受託することは難しいと考えている。 ● 支笏湖ルールの運用に関しては協力したいと思っており、運営協議会での検討に期待している。 </div> | | |

| | | | |
|-------------|---|------|----------------------|
| ヒアリング 対象 | 千歳市観光スポーツ部観光事業課 吉見 章太郎 課長 中津川 晃央 係長 高橋 早紀 主任 | 実施日時 | 3月14日 10:00～11:30 |
| 聴取者 | 北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所 千田所長 田島国立公園管理官 山崎国立公園管理官 北村国立公園利用企画官 ライブ環境計画：川口 | | |
| ヒアリング要 旨 | <p>〈第5駐車場エリアの管理運営の検討について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5駐車場管理運営の体制の検討の中で、千歳市と環境省の間での協定を結ぶという一つの可能性が出てきた時点で共有して地元との議論をしてほしい。 ・ 第5駐車場再整備の計画前から、受益者負担の仕組みを構築してから設計すべきだと以前から意見しているがハードの整備が先行している印象である。 ・ 市が協定を結べるかを検討する際に重要になるのは、今後の管理がうまくいかなかった時、収益が落ちた時に地元が責任を負えなくなった場合のリスクである。 ・ 第5駐車場の管理運営を受益者負担での資金、および地元組織による自走のモデルができていない段階では判断が難しい。 ・ 供用開始後すぐに完全に受益者負担での管理運営を条件としているわけではなく、収益が落ちた時の対策を検討してほしい。 <p>(環境省) →受益者負担金の導入と同時に地域が受益者負担金をもって管理運営を自走していくのは難しいと感じている。受益者負担金の徴取に関する実証試験などスタートアップの期間を設けることも検討している。</p> <p>(環境省) →地域への支援、国立公園の運営においては、国だけでなく受益者となる自治体や利用者の負担をもって維持管理していく必要があり目指していくことになると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (環境省) →地域での管理運営が望ましいと考え、自治体と協定を締結し、自治体との取り決めの中で特定の団体を受け皿として指名する方法が適切だと考えている。公募ではなく管理者を指定しているのは公園財団がその手続きである。 ・ 他地域の事例や、公園財団などの締結内容が分かる資料を提供してほしい。 (環境省) →承知した。 ・ 国・北海道・環境省の3者で検討行うべきことでないかと感じている。 (環境省) →北海道については、これまでは環境省の所管地以外は北海道だったが、中モラップの扱いということに特化させている。現在、維持管理については国と自治体で役割分担をしている。管理運営には地域住民が関係し、地域に落とすこと仕 | | |

組みを作ることが大切だと思う。

〈受益者負担の仕組みについて〉

- ・ ポロピナイを含めた支笏湖全域を視野に入れた計画を検討していくべきではないか。

〈第5 駐車場エリアの管理内容・受益者負担金の収益性について〉

- ・ 現状では第5 駐車場と水辺利用は一般利用者、事業者などもおり、手が負えない印象である。エリアの利用方法についての新たな収益（受益者負担金徴取の機会）事業を作るなど利活用の余地はあるのか？

（環境省）→駐車場以外での利用の余地はある。

- ・ 管理の範囲は、水辺の利用まで入ってくるのか？駐車場の管理だけなのか、オーバーユースのコントロールまで入ってくるとすれば、水辺の利用については出艇について受益者負担金を徴取できるか。

（環境省）→湖に出てしまった船に関しての徴収は難しいが、第5 駐車場エリアに船を置く、このエリアから出艇するものに関しては可能である。

- ・ 栈橋の管理はどうなるのか。栈橋の利用料として徴取することも可能か。栈橋については動力船に関しては、許可制なのでルール化や使用料などの設定は見えやすい。非動力船については難しさを感じる。

（環境省）→栈橋も第5 駐車場エリアとして管理内容に含まれる。栈橋は、動力船所有者に貸すというものでなく、施設の管理委託契約というイメージである。市が第5 駐車場エリアを借りて運営するのではなく、環境省の施設を受益者負担金をもって管理をしてもらうというものになる。

- ・ 受益者負担金の収入見込みとして検討すべきことは、駐車場料金、多目的広場の活用、出艇料の3つが収益の検討事項となると理解した。

- ・ 動力船、駐車場の管理よりも、水辺、非動力船の管理の負担が大きいと考えている。カヌー、SUP をどう制限するか、管理人やルール化のために常駐を置くことになるなどソフトの部分、件費で多くがかかることが予測され、これまで地元との議論の中で難しさを考えている。

- ・ 施設管理の範囲と管理費の概算・試算を教えてほしい。多目的広場の活用に関しての禁止事項なども整理してほしい。

- ・ 収入については特に SUP やカヌーの出艇料を検討したいという地元の声を聞いている。

（環境省）→水辺利用のデータは次年度以降調査していく計画もあり、多目的広場の活用についても地域からのアイディアを出してほしい。

→第5駐車場エリアにおける収支の概算においては、施設の維持管理にかかる費用がベースにはなるが、支笏湖適正利用の運用に関してはエリアの活用と収益を充当していくことで今後充実していくものと考えている。

- ・ 今年度は、第5駐車場エリアの管理運営の件とはどこまで進むのか。協定書の締結までのスケジュール感を教えてほしい
(環境省) →管理費の試算をしながら、来年度はデータを取りながら収益性などを考え、管理運営の体制を検討していくことを予定している。

(環境省) →ビレッジ構想と第5駐車場エリアの受益者負担がどのようにリンクしていくか考えを教えてほしい。

- ・ 地元のアクティビティ事業者にビレッジ協議会から委託するかたちで、非動力船の扱いで負担金を徴取する利用ルールを検討していく。その際には、ローカルルールがその根拠になっていくと思う。
- ・ ビレッジ構想も地域による自走を見据えた取り組みとなっており、第5駐車場の動きとも互いにリンクしていくものであるため、千歳市、地域、環境省が今後より情報交換を密に議論をしていく必要があると考えている。
- ・ 地域では、やはり運営協議会が主体となって取り組んでほしい。ただし、管理運営や、協定締結などで、状況の変化によって撤退などの対応が難しいような事業については、地元で安心感を与えながら行うことが大切だと考えている。

- 第5駐車場の管理運営の委託についての事例や協定書の内容を提供してほしい。
- 第5駐車場での管理のための支出の概算を教えてほしい。また受益者負担金の徴取の機会についても収益性を検討できる資料が欲しい。
- 支笏湖ビレッジ構想と連動することである。次年度以降の検討にも参加したい。

4-4. 受益者負担による第5駐車場管理運営の仕組み構築に向けての課題

第5駐車場エリアの利用状況・非動力船の利用形態や人数等のデータ収集

受益者負担による収入の概算をより実態に即したものにするため、第5駐車場エリアと水辺の利用人数や利用形態を定量的に把握する必要がある。

また、今後支笏湖ルールを運用は定期的に見直していくものである。見直しの根拠の一つとして、支笏湖ルールの導入による利用者の行動変容や自然環境の変化をモニタリングが重要になる。モニタリングのための初期値データを受益者負担による管理や支笏湖ルールの運用開始に収集することは重要である。

また、支笏湖ルールや受益者負担についての地域内外の意見取り入れる機会として、利用者の意識調査の必要性も言及された。

地域の関係者との第5駐車場エリアの受益者負担による 管理運営の検討と意見交換の継続

第5駐車場エリアの受益者負担による管理者の選定において、地域による管理運営の可能性を引き続き検討していくために、芝生エリアの活用、非動力船の出艇にかかる受益者負担の徴収方法や内容を検討し、管理運営の収支を確認しながら、必要な体制を準備するための検討と意見交換の機会の継続が求められている。

また、今後の支笏湖ルール運用のための事業計画や、支笏湖ルールを元にした各地域に適応されるルール策定等、今後の発展的なルールの整備・運用は受益者負担による管理の基盤を整えながら進めていく必要がある。

～受益者負担の仕組みの導入にあたっての留意点～

支笏湖全域を視野に入れた受益者負担導入の検討

第5駐車場エリアの受益者負担の導入の際、千歳川源流を利用していた非動力船の利用者が、ポロピナイなど支笏湖周辺の地域に移動することが予測され、混雑や利用マナー悪化が懸念された。第5駐車場エリアでの受益者負担での管理運営を取り入れる場合、支笏湖のその他地域への影響に十分留意すべきである。

地域からは、受益者負担の仕組みや非動力船の出艇に対する受益者負担を取り入れる場合は、支笏湖全域を視野に入れた検討が望まれている。

令和3年度
支笏洞爺国立公園支笏湖地域における湖面適正利用検討調査業務
報告書

令和4年3月
環境省北海道地方環境事務所

受託者 株式会社ライヴ環境計画
〒060-0002
札幌市中央区北2条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3階
TEL:011-213-1955